農地利用効率化等支援交付金実施要綱

制 定 令和4年3月30日付け3経営第3156号 最終改正 令和7年7月7日付け7経営第969号 農林水産事務次官依命通知

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される。

このため、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、 その実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等を支援し、農業の成長産業化や所得の増大を図ることとする。

第2目的

本交付金による対策(以下「本対策」という。)は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 融資主体支援タイプ
- 2 地域農業構造転換支援タイプ
- 3 被災農業者支援タイプ
- 4 条件不利地域支援タイプ

第3 対策の実施等

1 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1に掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業は、別記に定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、 かつ、農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)が特に必要と認める場合にあって は、経営局長が必要な事項を別に定め、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 対策の実施期間

本対策の事業実施期間は、1年とする。

- 3 成果目標の基準及び目標年度
- (1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記に定めるところによるものとする。

(2)目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 融資主体支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

イ 地域農業構造転換支援タイプ

事業実施年度の翌々年度とする。

ウ 被災農業者支援タイプ

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を導入等する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組 に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年 度とする。

エ 条件不利地域支援タイプ 事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような機械等の導入等 を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1の1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1の1の交付金総額の20%を上限とするものとし、交付率は、10分の3以内とする。

第4 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、別表2に定める項目その他必要な事項を内容とする支援計画を作成し、 都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された支援計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2の提出 を行う際に、あわせて、支援計画の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、地方 農政局長等と協議を行うものとする。
- (1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合
- (2) 都道府県が事業実施主体である場合
- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するものとする。
- 5 都道府県知事は、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行 うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を 勘案し、適切に行うものとする。

- (1)融資主体支援タイプ
 - ア 都道府県計画の成果目標の変更
 - イ 地域提案の事業内容の変更
 - ウ 都道府県が実施する事業内容の変更
- (2) 地域農業構造転換支援タイプ
 - ア 都道府県計画の成果目標の変更
 - イ 都道府県が実施する事業内容の変更

- (3)被災農業者支援タイプ 事業の中止
- (4)条件不利地域支援タイプ 都道府県計画の成果目標の変更
- 6 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 国の助成措置

1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記により交付金を交付するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、別表1のメニュー欄の事業の総事業費に別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表4に定めるとおりとする。

- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別表5に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第7の対策の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した別紙様式第5号に 定める様式に準じて作成した報告書を添付の上、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて 行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 3 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の 達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適 切な改善措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、翌年度の9月末までに、別紙様式3 号及び4号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、3による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するもの とする。

- 5 1及び4の報告に当たっての留意事項は、別表5に定めるところによるものとする。
- 6 国は、都道府県知事に対し、4に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事

業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第7 対策の評価

支援計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、支援計画の目標年度の翌年度において、支援計画に定められた目標年度 の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表5に定める項目を含めて評価報告を 作成し、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、支援計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、 別紙様式3号及び4号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講 じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 経営局長は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価結果を取りまとめる ものとする。
- 6 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第8 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を、常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕・改築・再取得等を行い、その導入等目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営等するよう指導するものとする。

1 管理方法

- (1) 事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数(新品の場合には法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)、中古機械又は中古施設(以下「中古機械等」という。)の場合には同省令第3条による耐用年数(以下「中古資産耐用年数」という。)。以下同じ。)に相当する期間又はリース期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため、財産管理台 帳を備え置かせるものとする。
- (3) 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的 運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。
- (4) 事業実施主体は、助成対象者に(3) で作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を 各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応 じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。 なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な管理運営

等が行われるように努めるものとする。

- (5) (1) から(4) までにかかわらず、条件不利地域支援タイプで導入等した共同で利用する機械等にあっては、以下のとおりとする。
 - ア 所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めること等により、適正な管理運営を行うこと。
 - イ 機械等の継続的活用を図るため、必要な資金の積立てに努めること。特に、補助金等 を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意すること。
 - ウ アの管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を明記すること。
 - (ア) 事業名及び目的
 - (イ) 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
 - (ウ) 設置場所
 - (エ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - (オ) 利用する者の範囲
 - (カ) 利用方法に関する事項
 - (キ)利用料に関する事項
 - (ク) 保全に関する事項
 - (ケ) 償却に関する事項
 - (コ) 必要な資金の積立てに関する事項
 - (サ) 管理運営の収支計画に関する事項
 - (シ) その他必要な事項
 - エ 機械等の利用状況等が低調な場合、事業実施主体は、次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 事業実施主体は、機械等の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が3か年(bの(a)にあっては2か年)継続している場合にあっては、助成対象者に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。
 - a 利用計画に対する利用状況が70%未満
 - b 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が 50%未満
 - (b) 当該施設の収支率が 80%未満
 - (c) 収入計画に対する収入実績の割合が 70%未満
 - (イ)事業実施主体は、(ア)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、助成対象者に対して機械等の利用計画の変更等を検討させるものとする。
- 2 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、1の(1)で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に準じた財産処分として、都道府県又は市町村が定める交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

3 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災その他

の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産 処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用 規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の 処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要に応じて、2の財産 処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第9 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本対策により取得し、又は効用の増加した財産で第8の1の(1)で設定した処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録によることができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

1 計画書関係

【助成対象者の場合】

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する 資料
- (3)機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート (別紙様式6号)

【事業実施主体の場合】

- (1) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料
- (2) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (5) 環境負荷低減のチェックシート (別紙様式6号)
- (6) 各支援計画の根拠となる資料
- (7) 第6の事業実施状況の報告等及び第7の対策の評価の根拠となる資料
- 2 予算関係書類
- (1)予算書及び決算書
- (2)分(負)担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書(代行施行による場合に限る。)
- (4) その他
- 3 工事施工関係書類

【直営施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

【請負施行、委託施行及び代行施行の場合】

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 4 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他
- 5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書 等

- 6 管理関係書類
- (1)管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第10 指導推進等

1 指導体制の整備

都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 2 効率的かつ適正な執行の確保
- (1) 都道府県知事は、本対策が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種 説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本対策の趣旨及び履行すべき内容 等について十分な周知を図るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本対策の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、 又は本対策の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、本対策の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- (4) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本対策の効果等の検証・説明を目的として、 調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずるこ とができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

(5)事業実施主体は、本対策の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、 既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資 料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

- 3 留意事項及びフォローアップ等
- (1)農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、本対策の効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本対策の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本対策の円滑な推進を図るものとする。
- (2) 本対策の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明 した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し助成金 の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助 言を受けるものとする。

- (3) 都道府県知事は、(2) による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。
- (5) 事業実施主体は、各支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、支援機関(農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知)別記1の第3の3の(1)の農業経営・就農サポート活動を行う拠点その他の関係機関をいう。以下同じ。)及び基金協会等との連携により、助成対象者の経営改善の取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- (6) 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、 農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- (7) 都道府県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本対策により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- (8) 事業実施主体は、助成対象者に対し、助成対象者が導入等する機械等の保管・設置・施工場所について、ハザードマップの確認等により自然災害等のリスクについての情報提供を行うとともに、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を活用することなどによる農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定を推進するものとする。
- (9)事業実施主体は、本対策以外の、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた者(認定農業者(基盤強化法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。)、認定就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。)、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)等の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。
- (10) 事業実施主体は、別表1の2のメニュー欄の(3) を実施する助成対象者及びリース事業者に対し、助成対象者の必須目標が達成されない場合には、リース期間の延長等の適切な対応を促すものとする。

4 環境負荷低減の取組

- (1) 事業実施主体は、助成対象者の事業の実施に当たっては、環境負荷低減のチェックシート(別紙様式6号)(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、都道府県計画に添付するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、提出させるものとする。なお、提出されたチェックシートは、事業実施年度の翌年に提出する都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書(別紙様式4号)に添付するものとする。
- (3) ただし、助成対象者のチェックシートについては、事業実施主体が収集したチェックシートの取組内容をまとめたリストをチェックシートに代えることができるものとする。 また、都道府県及び事業実施主体についても、チェックシートの提出を求めるものとするが、当該年度において、農林水産省の他の事業等で既に同一自治体からチェックシート

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

が提出されている場合には求めない。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、第6及び第7の規 定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業及び農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)実施要領(令和6年能登半島地震)(令和6年1月26日付け5経営第2390号農林水産省経営局長通知)に基づき実施される事業については、第6及び第7の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業及び令和5年度農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)実施要領(令和6年能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨)(令和6年1月26日付け5経営第2390号農林水産省経営局長通知)に基づき実施される事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施した又は実施している事業については、なお従前の例による。

別表1(事業内容)

別表 1 (事業内容)			
メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 融資主体文優等の企業の企業の企業の企業の企業を開発をできる。)ののでは、企業のでは、企業のでは、企業をできまれた。 1 というのでは、企業をできまれた。 2 ののでは、 2 ののでは、 3 ののでは、 4 ののでは、 5 ののでは、 5 ののでは、 6 ののでは、 6 ののでは、 7 ののでは、 7 ののでは、 8 ののでは、 9 のでは、	事業実施主体は次に掲げる 者とする。 (1) 都道府県 ただし、2以上の市町村 の区域内において農業経 営を営む者を助成対象者 とする場合とする。 (2) 市町村	メニューの欄の1の (1)の事業 I に 事の事業 I に 事の記地地目標の は、 事を満たすこととする。 がよこととする。	交付率 3 / 10以内
イ 農地等の造成、改良又は復旧 (2) 追加的信用供与補助事業			定額

2 地域農業構造転換支援タイプ 地域農業構造転換型補助事業 地域農業構造転換型補助事業 地図の実現に向けて行われる具体 的な取組内容及びそれに対する。)に 基づき、目標地図に位置付けられた 者(認定農業者、基本構想に最悪 営農和機、市町村成のという。)が農場得水準を達別であるとがののとがある。)が農地引受力のにとがあるを もして位置付けられることがあるを もして位置付けられることがあるを きから。)が農地引受力の(1) のとする。 (1)農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善とは後間 のとする。 (1)農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善との 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に 、油型のと変な農 、地域の出ては、地域の他農業経営の開始としてよる導入	(1) 都道府県 ただし、2以上の市町村 の区域内において農業経 営を営む者を助成対象者 とする場合とする。	メニューの欄の2の 事業の採択要件は、別 記のIIに定事業内容及び 成果目標の基準 すこととする。	の2の(1)及 び(2)の事業 3/10以内
3 被災農業者支援タイプ (1)融資等活用型補助事業 過去に例のないような甚大な気象災害等により、担いす事態が必要といるとと、担いす事態が必要があると経営局長が認める場等には、特に緊急に対して、特に緊急に対して、被災害等には、要な機械等画があるとと、農産物のと、農産をといるをでは、というのは、というのは、というのとは、というのとは、というのとないが、ないでは、というのとが、というのとないが、というのというのというのというのというのというのというのというのというのというの	市町村	メニューの欄の3の (1)の事業の採択要件は、別記のⅢに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3/10以内

合理ない。 一定を 一定を 一定を 一定を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点を 一点		メニューの欄の3の (2)の事業の採択を は、別内容の基準を満 たすこととする。	定額
4 条件不利地域支援タイプ 条件不利地域型補助事業 条件不利支援計画(経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。)に基づき行う以下の(1)及び(2)の取組に対して助成を行うものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 (1)農業用機械等の導入ア農業用機械等の取得イ乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備ウ農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建	市町村	メニューの欄の4の 事業の採択要件は、別 記のIVに定める事業実 施地区、事業内容及び 成果目標の基準を満た すこととする。	ただし、農業

物等の整備

- エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施 設の整備
- オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・ 貯蔵・包装に必要な機械、建物等 の整備
- カ 高品質堆肥製造・保管に必要な 機械施設の整備
- キ 農業用水の配管・ポンプ等の整 備
- ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
- ケ 販路拡大、鮮度維持等のための 施設の整備
- コ 地域食材供給に必要な処理加 工機械施設の整備
- サ 栽培管理技術・経営管理に関す る指導・研修、土壌分析、作物の 品質検定、土地の利用調整等に必 要な機器の整備
- (2) 簡易な基盤整備
 - ア 区画整理

農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備

イ 畦畔整備

畦畔の除去及び改善

ウ 用排水整備

用水路、排水路及びこれらの附 帯施設の新設及び改修

工 農道整備

農業上の利用に供する道路及 び農地と農業用関連施設を結ぶ 道路の新設及び改良

才 農地保全整備

客土、土壌改良、ため池改修及 び冠水防止のための排水ポンプ、 地滑り対策のためのブロック積 み・杭打ち、抜根等遊休地改良、 ほ場進入路整備等の整備

カ 建物用地整備

新規就農者(事業実施年度に 就農する者又は就農後5年度以 内の者をいう。以下同じ。)の ための滞在施設用地の造成、農 業用施設用地の造成及び改良及 び経営多角化のための施設用地 の造成

キ 交換分合

農用地の交換・分割並びに合併 等による農用地の集団化のため の土地評定、測量及び許可申請

別表2 (支援計画)

別表 2 (支援計画)	
支援計画	支援計画に記載すべき項目
1 融資主体支援計画	1 成果目標の妥当性等
	融資主体支援計画については、別紙様式1号の2の1に規定されている項目を
	網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の 成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数
	の合計を融資主体支援計画に記載するものとする。 なお、その記載に当たっては、別記のIに定める要件のほか、以下の点に留意
	するものとする。
	(1)成果目標が市町村基本構想等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るため
	の計画の方向及び地域計画に即したものであり、事業実施年度から3年度目の
	目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。
	(2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経
	営改善効果の発現が見込まれるものであり、別記の別表 $6-1$ 又は別表 $6-2$
	に定める成果目標に係る目標項目から、必須目標及び選択目標の項目について、
	事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取
	り組むものであること。
	また、別記の別表7-1から別表7-3までに定める配分基準表の各項目欄
	について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、
	対応する事業関連取組目標の項目を成果目標として設定するものであり、客観
	的な資料によりその計画・実現性が確認できること。
	(3)成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、
	当該事業実施地区の発展につながるものであること。
	また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定
	根拠が明確となっているものであること。
	(4)過去に実施した本事業(被災農業者支援タイプを除く。)、強い農業・担い
	手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手 育成支援タイプ(被災農業者支援型を除く。)、経営体育成支援事業(被災農
	業者向け経営体育成支援事業を除く。) 並びに担い手確保・経営強化支援事業
	(新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策を除く)(以下「本事業等」
	という。)との成果目標の整合が図られていること。
	(5) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を
	受けた農業経営改善計画に即したものであること。
	(6) 助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認
	定を受けた青年等就農計画に即したものであること。
	(7) 助成対象となる事業内容が、別記のIの第1の3の(1)のイの規定に適合
	するものであること。
	2 助成対象者情報等の把握すべき事項
	助成対象者の要件の把握及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下ので見ばないでは、
	下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものしたる。
	のとする。 なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町
	村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合
	は、当該データの写しをもって代えることとする。
	(1) 助成対象者情報
	ア 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料
	イ 地域計画に位置付けられた取組内容(現状・今後の農地の引受けの意向の
	経営面積等)
	ウ 融資の詳細(金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助
	事業の活用見込み、導入等する機械等を融資に伴う担保に供するか否か等)
	なお、個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済
	組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るも
	のとする。
	(2) 導入等する機械等
	ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料
	イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料

2 地域農業構造転換支援計画

地域農業構造転換支 1 成果目標の妥当性等

地域農業構造転換支援計画については、別紙様式1号の2のⅡに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を地域農業構造転換支援計画に記載するものとする。

なお、その記載に当たっては、別記のⅡに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 成果目標が市町村基本構想等の今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び地域計画に即したものであり、事業実施年度から3年度目の目標値が事業実施年度における値に比べ改善されるものであること。
- (2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、別記の別表9に定める成果目標に係る目標項目から、必須目標の項目について、事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

また、別記の別表10に定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する事業関連取組目標の項目を成果目標として設定するものであり、客観的な資料によりその計画・実現性が確認できること。

なお、付加価値額については、成果目標の設定の有無にかかわらず、現状値 を把握するものとする。

(3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、 当該事業実施地区の発展につながるものであること。

また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定 根拠が明確となっているものであること。

- (4) 過去に実施した本事業等との成果目標の整合が図られていること。
- (5) 農業用機械をリース導入する場合にあっては、助成対象者の成果目標に加えて、リース期間終了後に事業実施地区において、相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等で確認できること。
- (6) 助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を 受けた農業経営改善計画に即したものであること。
- (7) 助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画に即したものであること。
- (8) 助成対象となる事業内容が、別記のIIの第1の3のイの規定に適合するものであること。
- 2 助成対象者情報等の把握すべき事項

助成対象者の要件の把握及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。

(1) 助成対象者情報

ア 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料

イ 地域計画に位置付けられた取組内容(現状・今後の農地の引受けの意向の 経営面積等)

(2) 導入等する機械等

ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料

イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料

3 被災支援計画

1 成果目標の妥当性等

被災支援計画については、別紙様式1号の2のIVに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を被災支援計画に記載するものとする。

なお、その記載に当たっては、別記のⅢに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。
- (2) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。
- (3) 被災前の機械等が国庫補助事業により導入等された機械等である場合は、財産処分等の必要な調整が図られているものであること。
- (4) 営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、別表2の1 (融資主体支援計画)の1 (成果目標の妥当性等)の(1)から(7)までの 規定を準用するものとする。
- (5) 別途経営局長が定める内容に沿っていること。
- 2 被災の状況と復興方針に関する事項

災害名、市町村内の被害の程度、本事業を活用した復興方針等を踏まえて記載 する。

なお、地方公共団体による助成が行われる場合は、その詳細が分かる資料を整備するものとする。

3 助成対象者情報等の把握すべき事項

助成対象者の要件の把握及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係する書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、 市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる 場合は、当該データの写しをもって代えることとする。

- (1) 助成対象者情報
 - ア 市町村長による、該当する災害により被災した農業者であることの証明 イ 園芸施設共済の引受対象施設である場合には、
 - (ア) 現状 (施設名、経過年数、共済金支払通知書に関連する棟番号及び共済 支払金額)
 - (イ) 今後(保険等の加入予定年月日及び保険会社の名称)
 - ウ 成果目標及び農業経営の改善を図るための取組に関する客観的な資料
 - エ 融資の詳細(金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助 事業の活用見込み、導入等する機械等を融資に伴う担保に供するか否か等) なお、個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済 組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るも のとする。
- (2) 導入等する機械等
 - ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料
 - イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料
 - ウ 被災した機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況(事業名、実施 年度、原形復旧に該当するか否か等)
 - エ 導入等する機械等の目的(原形復旧、補強、規模拡大(能力向上)等)が 分かる客観的な資料

4 条件不利支援計画

1 成果目標の妥当性等

条件不利支援計画については、別紙様式1号の2のⅢに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うこととする。また、事業実施地区の成果目標については、成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を条件不利支援計画に記載するものとする。

なお、その記載に当たっては、別記のIVに定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、事業実施年度から3年度目の設定した目標値が事業実施年度における値から増加するものであること。
- (2) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として経営体の成果目標に係る目標項目のうち、1つ以上の項目について事業実施年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

ただし、配分基準表の項目欄で目標年度までに実施することとしてポイント 化している場合は経営体の成果目標として設定しているものであること。

(3) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、 当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。

また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定 根拠が明確となっているものであること。

- (4) 過去に実施した本事業等のうち条件不利地域補助型事業との成果目標の整合 が図られていること。
- 2 助成対象者情報等の把握すべき事項

助成対象者の要件及び導入等した機械等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えることとする。

- (1) 事業実施地区に関する客観的な資料
- (2) 助成対象者

ア 助成対象者に関する客観的な資料

- ※ なお、助成対象者が別記のⅣの第1の3の(1)のイに規定する参入法人である場合は、助成対象者要件に適合するか否かの判断が必要なため、以下の項目を記載したプログラムを作成すること。
- (ア) 法人の形態 (株式会社等の区分、業種、農業従事者数)
- (イ) 別記のⅣの第1の3の(1)のイの(ア)の前段に基づき実施する場合
 - a 権利設定の内容及び期間
 - b 現状から目標年度にわたる各年度における利用集積面積と農家戸数
- (ウ) 別記のⅣの第1の3の(1)のイの(ア)の後段に基づき実施する場合
 - a 契約の内容及び契約期間
 - b 現状から目標年度にわたる各年度における原料名及び数量と農家戸数
- (エ) 会社における資本金及び出資金と常時従事者数等
- イ 成果目標及び配分基準に関する客観的な資料
- ウ 機械等の利用計画に関する客観的な資料

なお、個人情報(氏名、住所、共済加入情報等)を地方公共団体及び共済 組合等で共有することについて必ず助成対象者に説明の上、同意を取るもの とする。

- (3) 導入等する機械等
 - ア 導入等する機械等の規模決定根拠に関する客観的な資料
 - イ 導入等する機械等の耐用年数に関する客観的な資料

別表3 (附帯事務費の率)

	都道府県附帯事務費	市町村附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2 以内

注:都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成 金総額の2割以内とする。

別表4 (附帯事務費の使途基準)

(1) 都道府県附帯事務費

/ пр.		\ \	巾手抄	
	区	分		内 容
給			料	補助事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)
				第 22 条第 1 項に規定する職員を含む。)に対する一般職給(管理職の地位に
				ある職員は除く。)及び非常勤職員(フルタイム)に対する給与
報			酬	非常勤職員(パートタイム)に対する報酬及び委員手当
職	員 :	手 当	等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任
				給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外
				勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅			費	普通旅費 (設計審査、検査等のため必要な旅費)
				日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検
				査のための管内出張旅費)
				委員等旅費 (委員に対する旅費)
共	Ş	斉	費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁され
				る者に対する社会保険料
報	1	賞	費	謝金
需	,	用	費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
				燃料費(自動車等の燃料費)
				食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
				印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
				修繕費 (庁用器具類の修繕費)
役	Ž	膐	費	通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
				自動車損害保険料(補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。)
使用	料及	び賃	借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品月	購入	、費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委	i	託	料	
公	Ī	課	費	自動車重量税(補助事業で取得したものに限る。)

(2) 市町村附帯事務費

	区		分		内 容
給				料	非常勤職員(フルタイム)に対する給与
報			į	酬	非常勤職員(パートタイム)に対する報酬及び委員手当
職	員	手	当	等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任
					給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外
					勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
旅				費	普通旅費 (設計審査、検査等のため必要な旅費)
					日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検
					査のための管内出張旅費)
					委員等旅費(委員に対する旅費)
共		済		費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が支弁され
					る者に対する社会保険料
報		償		費	謝金
需		用		費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)
					燃料費 (自動車等の燃料費)
					食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
					印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
					修繕費(庁用器具類の修繕費)
役		務		費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用	料	及び	賃借	掛	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品	購	入:	費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委		託		料	

注: (1) 及び(2) の人件費(給料及び報酬等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

事業実施状況報告及び	東来中控作和中立が近世和生に引わたった項ロ
評価報告	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
評価報告 1 融資主体支援タイプ実施状況報告及び評価報告	1 事業実施状況 事業実施状況 事業実施状況及び評価報告については、別紙様式4号の1に規定する項目を網羅した上で作成するものとする。 2 事業実施後の助成対象者における成果目標別表2に基づき作成した融資主体支援計画の目標年度における成果目標の意成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとする。なお、成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと事業実施主体が認めるときは、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。また、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。 3 目標年度前に成果目標が達成された場合をいう。)については、翌年度と降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。 4 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置本要網第6の3に規定する点検及び第7の2に規定する点検評価に基づき、都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式5号に定める様式により作成するものとする。本要網第6の3に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。本要網第7の2に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。
2 地域農業構造転換支援 タイプ実施状況報告及び 評価報告	

目標年度前に成果目標が達成された場合(必須目標が達成された場合及び必 須目標以外の目標がおおむね達成された場合をいう。) については、翌年度以 降、都道府県知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。

4 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置 本要綱第6の3に規定する点検及び第7の2に規定する点検評価に基づき、 都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式5号に定める 様式により作成するものとする。

本要綱第6の3に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状 況が50%未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。

本要綱第7の2に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標 年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると 認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。

5 保険等の加入状況

導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供 する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されているこ とを農業共済担当部局等に確認するものとする。

3 被災農業者支援タイプ 1 事業実施状況 実施状況報告及び評価報

事業実施状況及び評価報告については、別紙様式4号の1に規定する項目を 網羅した上で作成するものとする。

事業実施後の助成対象者における農業経営の改善を図るための取組 別表2に基づき作成した被災支援計画の農業経営の改善を図るための取組 の目標年度における達成状況について、客観的な資料に基づき確認し、資料を 整備するものとする。

なお、営農施設等の補強の取組に伴い成果目標を設定した場合においては、 別表5の1 (融資主体支援タイプ実施状況報告及び評価報告)の1から4まで の規定を準用するものとする。

3 保険等の加入状況

導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供 する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されているこ とを農業共済担当部局等に確認するものとする。

条件不利地域支援タイ 1 事業実施状況 プ実施状況報告及び評価 報告

事業実施状況及び評価報告については、別紙様式4号の3に規定する項目を 網羅した上で作成するものとする。

2 事業実施後の助成対象者における成果目標

別表2に基づき作成した条件不利支援計画の目標年度における成果目標の 達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備するものとす

3 目標年度前に成果目標が達成された場合の措置

目標年度前に成果目標が達成された場合については、翌年度以降、都道府県 知事への成果目標の達成状況の報告は要しないものとする。

4 機械等の利用状況

別表 2 に基づき作成した条件不利支援計画の機械等の利用計画に対する利 用状況等について、客観的な資料に基づき確認するものとする。

なお、確認に当たっては、本要綱第8の1の(5)のエの(ア)に定める状 況に合致していないかの確認を行うものとする。

5 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合の措置

本要綱第6の3に規定する点検及び第7の2に規定する点検評価に基づき、 都道府県知事から改善計画の提出を求められた場合は、別紙様式5号に定める 様式により作成するものとする。

本要綱第6の3に規定する点検の結果、当該年度における成果目標の達成状 況が50%未満である事業実施主体に対しては重点的に助言・指導を行う。

本要綱第7の2に規定する点検評価に基づき、改善措置を講じた結果、目標 年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると 認められる場合には、事業中止を含め適切な措置を講ずるものとする。

6 保険等の加入状況

導入等した機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供 する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入が通年で継続されているこ とを農業共済担当部局等に確認するものとする。

別紙様式1号(第4の2及び3関係)

都道府県事業実施計画

- 1 総括表
- I 融資主体支援タイプ (又はIV被災農業者支援タイプ)

								事業	 と 費			成果目標(単位:経営体) 融資主体支援タイプ															
							事業費	₹	追加	1的信用供 事業							独資主 経営位		を イ つ	プ			サー	支援 ビス Ě 体	※ 被 者支援	災農業 タイプ	
				事業 実施 主体													項目						項	目	項目		
No	市町村名	地区 名	農業 地域 類型	ェ (市町 村又 は	地域計 画が策 定いる							①付 加価 値額	②農 産物 の価	③位積たり	④経 営コ スト	⑤経 営面 積の	⑥労 働時 間の	⑦経	営管理 度化	里の高	(る。	(削	①農 作業 受託	②受 託可 能な	①被災 農業者 の農業 経営の	②農業 経営の 改善を	
				都道 府県 名)	CNO	経営体数	事業費	国庫補助金	経営体数	保証希 望融資 額	国庫補助金	の拡大	値向 上	た収の加 加	の縮 減	拡大	縮減	農経 の 人	青 申 の 施	有機 JA S認 証			の拡	農作 の類	経営の 維持	図るた めの取 組	
						(J.)	(円)	(円)	(A)	(円)	(円)							ア	イ	ゥ							
	合計																										

- (注) 1 記載は、2の個別表の地区別の記載から転記すること。
 - 2 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 3 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 4 「配分基準ポイント(地区の合計ポイント)」欄については、2の配分基準項目の「地区計」欄のポイントを記載すること。
 - 5 ※印のある欄については、被災農業者支援タイプのみ記載を行う欄のため、融資主体支援タイプを実施する場合は欄の省略を行うこと。
 - 6 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。
 - 7 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

Į.	己分基準ポイント(均	区の合計ポイン	✓ ト)			
融資主体支援タイプ		農業支援サービス事業 体	業	通常	スマート枠	集約枠
 ① 付加価値額の拡大 ②経 ③労 営面 働時 債の 間の ア イ ウ 増加 拡大 短縮 ②経 ③労 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	じ農業者の 育成で女 (8車性の) 出事 取組 業計画	① 農作業 受託面積 の拡大 直 直 直 1 1 2 2 3 3 8 2 3 8 4 2 3 8 4 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8	集 ① ②労 lha 働時 当た 間の り付 加価 値額 ③経営管理の高度化 ④新規就農 ⑤ 女 ⑦輪 ⑧水 性の 出事 田農 取組 業計 業高 画と 収益 の連 化推 携 進計			
現状 拡大 額目標ポ ポイント		拡大 拡大 2種類 以上の 農作業		配	配基ポン平値 オイト計	配 基 ポン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ((((
新規 新規 新規 就農 就農 就農 者以 者以 外	受け入れた 農業の交 明期間 ときで発生 をを発し、 を発すし、 を発すし、 でを発せせ、 でもささせせ、 をときさせ、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を受託 してい る又は する	大 法人 GAP 農業版 青色申 事業持告を ASの 認証を でに就	値 (1)	値 (1	部 値 (1)
(ア) (イ) ア イ ウ エ オ a	ь	アーイ	ア イ ウ エ オ a b			
				++		
				+		

				触資主	体支援	タイフ	プにおり	ける地図	区配分	基	準ポイ	ント												ì	通常	スマ	アート枠	集	約枠		
①認定/	農業者等へ	の農地集							地集積割									集	約型農業網	圣営優先	枠										
集	€積率が80	%以上		認定農業	巻者等へ σ)農地集和	責率が3年 加	度前より	1割以上	:増		左記のうち事業実施前年度から 増加した農地集積面積に占める 機構活用割合								的化等の!	緊急性										備考
	調査の前。 年〇月末				3年度内の4			査の前月ラ Ĕ○月末現		加点								事業実施要望 ○年○月○日現在 加点					地区配 分基準	配分基準ポイント	地区配	配分基準ポイント	地区配	配分基準ポイント	チェック		
										<i>\mathcal{m}</i>		地区が、 林統計(地区が、「農 林統計に用い る地域区分の	「農ニ用い				分 基 ポ イン ト 計	合計 (3) =	地区配 分基準 ポイン ト計	合計 (3) =	ガイント計	合計 (3) =	シートの			
地区内全農地面積	認業にさ農等積た面積	集積率	加点	地区内 全農地 面積	認業に 業に き農 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	集積率	地区内全農地面積	認業にさ農 等積た面 (a)	集積率		認業にさ農 定者集れ地積 b (b)	増加 機 積 (a b)	うち機 構活新規 集積 積)	3割以上	5割 以上	8割以上	る地に収区分の制工の関係を対して、地域を対して、関連にの農区の単独にの農区を関心の関係の出て、地域準に、地域業には、地域業に、地域業に関いて、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、地域、	総業が受れ農積(展等ききい面 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	認業が受れ地(b) は は は り は る 面 り し る し も り も り も り も り も り も り も り も り も り も	a/b	1割以上	2割以上	3割 以上	(2)	(1) + (2)	(2)	(1) + (2)	(2)	(1) + (2)	実施	
ha	ha	%		ha	ha	%	ha	ha	%		ha	ha	ha					ha	ha												

II 地域農業構造転換支援タイプ

											事業費			成身	見目	漂(単位	1:糸	K営(本)		
					## 남라	計画の	桂和								地域原	農業構	造転換	與支援:	タイプ	,		
					坦坝	。同四の	1月 和					経営体										
			事業 実施 主体						優先枠 の要件								項目					
No	市町村名	地区名	市村は都府名	農業地類型	地内農地積	現状積率	目標養率	10年の計営積	をす (満場は 11元 (記入	要件 満た 場合 経営 (本数 1)		国庫補助金	①区で経面の大地内の営積拡	②加値の大	③営積拡	④産の値上	業経営の	⑥経の 理業営法化	高と 青申の 色告実	境配	⑧ 労時の減	
					ha	%	%	ha		(A)	(円)	(円)						ア	イ			
	合計																					

- (注) 1 記載は、2の個別表の地区別の記載から転記すること。
 - 2 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 3 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 4 「配分基準ポイント(地区の合計ポイント)」欄については、2の配分基準項目の「地区計」欄のポイントを記載すること。
 - 5 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。
 - 6 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

									配分	基準	售ポ∠	イン	<u>۲</u>	(地区	ヹ の	合計	ポイ	`ンヿ	()							
										;	地域農	業構造	告転換	支援タ	7イプ											
1 1	寸加価	値額⊄	か拡大	②経 営面 積か	の価	:産物 i値向 上	営の	業経 複合 Ľ	Œ	〕経営 [・]	管理の	高度(Ľ	⑥環 境配 慮の	⑦労時の紹		i出の 組		⑨新規就	農		⑩農業者 育成	台の	①女性の取組		配分
ア状イト	イ大目ポント	額目 イン 新規	/ト	拡大	農物価向にりんい又行産の値上取組でるはう	有JS認をけい又受る機Aの証受てるはける	的に 経営	転を行てる	法化てるは人す ア人しい又法化る	を取得し	農版業続画(P)を定てる ゥ業事持計画CC 策しいる	を 行っ てい	他業同の働境規しい オ産と等労環を定てる	1 耳又茶旦	短縮	輸事計の定さてるア	フラグシプ出地参しい ィッ ッ輸産に画てる	新就者(定農にる)	50歳ま就 で 農 者	経始等付中営展でを 営資の期にをさ交終 b	農研生受入てる	向必技をで経とてな等得る体で	受た修過以修しし就は業なれ研、年研了立定又農とたりをで、農認者のものでで、といいます。		ポイト計	基ポン平値()準イト均値1

						,	地区配	分基準													
①認定/	農業者等~	への農地集	積					2	農地集積割	割合の	の増加										
集	長積率が80	%以上		認定農業	業者等への	農地集積	率が3年月	度前より 1	割以上増	加		左記のう 増加した	ち事業実 農地集積 機構活用	面積に占	度から らめる		③都道府 県加算				備考
	調査の前				3年度内の4			査の前月		加		前年度の4月							配分基準	4	
(○年○月末			〇年	- 0月0日	現在	<u></u>	年〇月末明	見任	点	〇年	三〇月〇日	現在		加点		地域の課 題解決の 優良事例	分基準	ポイント 合計	チェ ック シー	
地区内 全農地 面積 ha	認業にさ農 定者集れ地積 ha	集積率 %	加点	地区内 全農地 面積	認業にさ農 定者集れ地積 ha	集積率	地区内 全農地 面積 ha	認業にさ農 実者集れ地積 (a)	集積率 %		認業にさ農 等積た面 (b)	増加地 集積積 (a - b)	うち機 構活新積 集積 積) ha	3割以上	5割以上	8割以上	®とる道特のが認 をな等府に必あめめ 以東支要るる 区	ト計	(3) = (1) + (2)	トの実施	

Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

					Ē	事業費	專):	成果目	目標 ((単位	: 経常	営体)			(配分(地区)	が基準 の合言	ポイン †ポイ	ントント)					
									ģ	条件不利]地域支	援タイプ	r				条件	不利地域	成支援タ	イプ						備考
	-t-m-r	Hile Took	事業	HILT O							項目				① 経営面 積の拡	② 耕作放 棄地の	③ 農業の 6次産	④ 農産物 の高付	⑤ 農業経 営の複	⑥ 農業経 営の法	⑦ 新規就 農	8 雇用		e)	チェ	
No	市町 村名	地区 名	事業 実施 主体	地区の 要件	経営 体数	事業費	国庫補助金	①経営 面積の 拡大	②耕作 放棄地 の解消	③農業 の6次 産業化	④農産 物の高 付加価 値化	⑤農業 経営の 複合化	⑥農業 経営の 法人化	⑦雇用	大	解消	業化	加価値化	合化	人化			ポイ ント 計	配分 基ポイト	ック シー の 実施	
					(人)	(円)	(円)																			
	合計							-	-				-		-				-	_	-					

- (注) 1 記載は、2の個別表の地区別の記載から転記すること。
 - 2 「配分基準ポイント(地区の合計ポイント)」欄については、2の配分基準項目の「地区計」欄のポイントを記載すること。
 - 3 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。
 - 4 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

2 個別表

Ⅰ 融資主体支援タイプ(又はⅣ被災農業者支援タイプ)

													J	農業者	情報								導	入气	等する	機械	等情	報		保険等 幸	加入情 B	※ 記	共済対象 との状況	象施 兄
				事業	地区		対言	象者区 分		農	業者の	詳細	ı		スマー 優欠	ト農業 先枠	グリー ン化優 先枠	生 (該	集約型 当する 「1」	農業優先 者の先 を記入)	頭行に	整值		助成対	機械等 名が能 力・規 等	生方革実社	スマー	負荷返事活	定の	保険加 入年月	保険会 社等の 名称	施設の経過年数	特園施及附施の定芸設び帯設時	共済金支払通知
No	市町村名	地区名	農業地域類型	町村 又は	の助成対な	助成対 象者名 (合計 は経営 体数)				認定等(農業者の区分	當別	農類型	補助上 限600 万円引げ きたが			環境負		② 標 度 お る り へ	③ 目 標 度 に	左記の ①~③			象者毎の整備よ	※台力条り棟○	計の定受た画取画認をけ計の組	ト業械(当る農機等該す場	実計等認をけ計					価現 有率	書の関連する
				都原 名)	者の整理番号	体数)	整理番号	区分	経営形態の別	整理番号	区分	整理番号	区分	に該当する者	生式実画定ける 産革施のをて者	スト機を等うるマ農械導しと者	荷事動計のをて者減活施等定ける	①耕 種農 家	るクタルたの加値が万へ 一当り付価額50円	度おて営積現よ縮しい にい経面が状り小な	①をし約農営りうる②た集の経取もす	整理番号	区分	整備内容の整理番号	等	取に連る合「」記組関す場は1を入	」を	け計の組関す場は「」記えた画取に連る合は1を入						棟番号
																			以上															
	1	地区計	ļ	Į																														
	Ė	地区計																																
	合	計																																

- (注) 1 記入に当たっては、助成対象者ごとに、導入等する1機械等ごとに記載すること。
 - 2 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 3 被災農業者支援タイプの場合、「地区名」欄については、記載を要しない。
 - 4 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 5 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。
 - 6 「成果目標の設定状況(別表6-1及び6-2参照)」欄の「単位」欄について、整理番号表⑦に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。 7 「成果目標の設定状況(別表6-1及び6-2参照)」欄の「導入等する機械等と成果目標の項目の関連」欄については、導入等する機械等が成果目標の達成にどのように関係するかを
 - 7 「成果目標の設定状況(別表6-1及び6-2参照)」欄の「導入等する機械等と成果目標の項目の関連」欄については、導入等する機械等が成果目標の達成にどのように関係するかを 詳細に記載すること。
 - 8 ※印のある欄については、被災農業者支援タイプのみ記載を行う欄のため、融資主体支援タイプを実施する場合は欄の省略を行うこと。
 - 9 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。
 - 10 隣接しない複数の地区を事業実施地区とする場合は、助成対象者の農地の集積・集約化に向けた計画を添付すること。

	経費情報 ※ ※											_	そ	一の他	<u>h</u>													E.	里日村	票の設定	字化油	(見()=	表 6 —	1 及7	TK 6. —	- 9 	招)										\Box
	*							*						融	資概要)3X	1 A H 17	K V D D A	Œ1/\1/L	(2012	K O	1 及(J*0	2 99 5	147)										
	国庫		対象約 負担	圣営体 旦額				園芸施設共済のうち	消費	担保措置	耐用年数					追加的信助事業	言用供与 舌用希望 有無	補 の			必多	頁目標						選排	尺目標					事業	業関連	取組目	目標 1				事弟	美関連I	取組目	標 2			
	金額 算定 の基				特定園 芸施設 及び 帯施設	税仕入控除税	無(診の当の	耐用数年(年)	金融	融機関	金融 金)	(資 種類	(活用 「1」	する場合 を記入)	à																																
事業費	礎となる	補助 のうち 金額 芸施設 算定 及び附								場合 「1」 を入)						ſ			現状(年	現状値	1年度目	2 年 年 月 月 日	3 F 麦	拡大率	導入等す	現状(現状値	1 年度目	2 3 年 年 度 目 目		拡大又	導入等す	現状(現状値	1年度目	2 年 度 月	3 年 隻	拡大又	導入等す	現状(年度)	現状値	1 年 度 目	2 3 年 年 度 月	3 年 度 目 (拡大又	導入等する機械等と成果目標の項目の本業の旅资イ 設大合手のなれ と	本業等の版
		四貝	113	貝亚	不 貝	小頂											\ <u></u>	-ton	年 度)		目	2年度目 目標値	∃ (∃	"(%)	る機械等	現状(年度)		目	l	(拡大又は縮減率	る機械等	年 度)		目		∃ (∃	大又は縮減率	る機械等	年 度)		目		(]	は縮減	る機械等	兄を (記)
												整理		整理		伊君	と証 的	加信供補	1			標 何)	単		と成果目	2			楊個)	単	(%	と成果目	1			札 	目標直 単位	(成	1			模 (和 ()	1 1	率 (%	と成果目	場はエク
									除税額			理番号	区分	生番号	区分	隔	宝寶 額円 選資 額円 (補事費千	i,				位	•	標の項目	ド				位)	標の項目	*				位)	[標の項目	*				位)	標の項目	と入って こ)
									御費	₹])							の関連							の関連							関連							の関連	-/
(111)	(H)	(m)	(H)	(FI)	(HI)	(111)	(H)	(H)																																							
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)																																							
																		\dagger																												\sqcap	\neg
																+																							H					+	+		
																+		+																					\prod					+	+	H	
																+		+			+				$-\parallel$														+					+	+	+	$\overline{-}$
										+		H				+		+			$\frac{1}{2}$											#							╫					+	+	+	\dashv
																																														Щ	

	融資主体支援タイプの配 ① 付加価値額の拡大 ウ 増加額目標ポイント										配	分割	長準	 连項目	(別表	₹7 —	1参	照) <	該	当す	`るコ	項目	に	ſ ₁	を	記入	`>								
			1	付力	加価	i値智	質の	拡大	7													働時 短縮		(④経営	管理の	の高度	化	(5)	新規	就農		農業者)育成	⑦女性	8 輸出
ア 現状ポイ ント	1	イ オ		:率目 ノト	1標	()	ア) ナる(直近:		年度 価値	に額) 目 値額 新規	就農		ント	活用し ておかつ、 4	つ、2	つ、面	d 機をしるは な な な は 施 た て 、 り る は ん た の た り た り た り た り た り た り た り た り た り	しない 経営体 で、面	a 10 % 以 上	b 20 % 以 上	c 50 %以上	ア法人化して	イ GAP 認証を取	ウ農業版事業	告	オ機Aの証受	規就農者	までに	b 経開資等交付	農	受けた 供 た 供 が 、	の取組	事業計画との連
a b 300万円 600万円 以上 以上	a 3 % 以以上上	10 5 % 以以	15 % 以	20 % 以	% 以	a 1000 万円 以上	万円	300 万 円	400 万 円	500 万 円	a 基額(農経年×万円以 準 就後過数50)上	基準額の10%増し	基準額の20%増し	基準額の30%増し	e 基準額の40%増し以上	ha(施 設 作 20%、 果 10%) 以上の	ha(施 設園芸 作 10%、	積を を な 4 ha (園芸作 20%、	(施芸作) 10% 株 5以 上大 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	積拡大				ている又は法人化する	取得している	業継続計画(BP)を策定している	って	をけい又受る	者(認定就農者に限る)	就農し	交期中経を展せ交を了ければ、「おおおは、「おおおは、「おおおは、」では、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは、「おおおは	業研修生を受け入れてい	生過年にをし立認農は農とたが去以研終でし定者認業な、5内修了独、就又定者っ		連携
			-																																

農業支援サービス事業体の配分基準項目(別表7-2参照)<該当する項目に「1」	を記入>	集約型農業経営優先枠の配分基準項目(別表 7 - 3 参照) < 該当する項目に「1」を記入 >
①農作業受託面積の拡大	②受託可能な農 作業の種類 集	集 ①目標年度における1ha当たり付加価値額 ②
ア 拡大する農作業受託面積 イ 農作業受託面積の拡大率	a b c 华	化 等 a b c d e f g h i j a b c ア イ ウ エ オ a b 取 業
a b c d e f g h i j a b c d e f g h i j 参入	上 業を 上	の 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万
2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 へへへへへへへへへへへへへの % % % % % % % % % % % %	の農作業を受託している又はするの農作業を受託している又はする	(京)

Ⅱ 地域農業構造転換支援タイプ

									農業	(者情	青報						草	享入等	争す	る機械	等情	報	保険等力	加入情報				経費	情報				その)他
					事業	地区.		対針	象者区 分		農	業者の	詳細		付加値の現	亜値額 状値	整個		助成対	機械称能 規 等 及 ・等	農用械	規模決定の根拠	保険加入年月	保険会 社等の 名称							消費和控除		担措の無(当場保置有無該のへ	耐用 年数 ()
N	市町村名	· 地区 名	農地類	業丨	事実主(町又	毎の助成対象者	助成対象者名(合計は経営				認定等	E農業者 の区分	省	農類型	現状 (年 度)	現状値			象者毎の整備内	※台力条り棟等 の馬○ ・刈 の㎡	リス入る合	拠			事業費	国費	自己資金	都道 府 県費	市町村費	その 他			場合 「1」 を 入)	
				Į.	(道県名)	象者の整理番号	は経営体数)	整理番号	区分	経営形態の別	整理番号	区分	整理番号	区分			整理番号	区分	容の乾		(当る合「」記入)										除税額	うち費		
																(円)									(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)				
				1															<u> </u> -															
		地区	·計																															
		_																																
		地区	`ah																															
		合																																

- (注) 1 記入に当たっては、助成対象者ごとに、導入等する1機械等ごとに記載すること。
 - 2 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 3 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 4 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。
 - 5「リース導入情報」欄の「リース期間(年月)」欄の記載に当たっては、1か月未満は切り捨てとする。
 - 6 「成果目標の設定状況(別表9参照)」欄の「単位」欄について、整理番号表⑦に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。
 - 7 「成果目標の設定状況(別表9参照)」欄の「導入等する機械等と成果目標の項目の関連」欄については、導入等する機械等が成果目標の達成にどのように関係するかを 詳細に記載すること。
 - 8 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。
 - 9 隣接しない複数の地区を事業実施地区とする場合は、助成対象者の農地の集積・集約化に向けた計画を添付すること。

	リース導入情報 リース計画 リース期間終了後の 経営面積の拡大																					成果	目標	の設定	定状	况(別	別表	9参	照)										\Box
			リー	ス計画	Î			リー 経	ス期間 営面和	間終了 責の拡	後の大																												
リース事業者名	リース . 期間 . (年	リース物件購入価格	リース物件購入価格	リース期間後の残場	リース料助成	リ諸 一費金 (・料費) 等)	助成対 象者リー ス料	予定年度	拡大後 の事業 実施地 区内の	区(該当	する項				必	須目	標						事業	関連	取組	目標	1					事業	美関 退	車取組	且目標	<u>7</u> 2			
名	月)	(税込み)	(税扱 き) (1)	(税扱 き) (2)	甲請額	 	(税込 み) (5)=		経営面積	記/	1」を 人) 10ha以		現状(年度	現状値	1年度目	2年度目	3年度目(拡大率(%	導入等する機械		現状(年度	現状値	1年度目	2 年 度 目	3年度目(拡大又は縮減率	導入等する機械		現状(年度	現状値	1年度目	2年度目	3年度目(拡大又は縮減率	導入等する機械等	本業の施況確で事等実状の認確
							(1) - (2) - (3) + (4)			上が大	上の拡大	コード)				目標値)	単位)	導入等する機械等と成果目標の項目の関連	コード)				目標値)	単位	減率 (%)	導入等する機械等と成果目標の項目の関連	コード)				目標値)	単位	率 (等と成果目標	(認た合チッをれこと唯し場はエク入るこ)
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		(ha)																														

	①付加価値額の拡大													配	分	長準	項	目(別表	ŧ10	参照	景) <	(該	当了	する	項	目に	Γ1	.」を	記	入>	>																											
	ウ 増加額目標ポイント															②経	営口	面積	の拡	大			- 1	③農 物の 値向	価	4	農業網複合	経営 化	· の	⑤£	圣営管	管理の	の高	度化	⑥環 の	境配 取組	l l	⑦9 間0	労働の短続	時縮		前出の 対組		9新	規就是	豊 ①	農業	き者の	育成	① 女性									
ア		ウ 増加額目標ポイント										a	1	b	С		d	е		f	g				ア	イー8	1	'-b	ア	1	ウ	エ	オ	ア		1	a	b	С	ア	1		a	b	,		a	b	の取組										
現状ポイント	大 イ 拡大率目標ポイン (ア)目標年度における付加 価値額の直近年からの増加額 か価値額 を取得した者に限る (イ)目標年度の付加 加価値額 ※⑨新規就農ポイントを取得した者に限る 2 1 上 3 3 果										20ha (施設 関芸作 l ha以 とかつ 0%、	(加 園部 0.5 以_)ha 施芸作 5ha 上か	機 構 し り つ ha に が ん 、 、 が ん に ん り の に ん り れ り に り る り ん り に り れ り れ り に り に り れ り に り に り れ り に り に	1 b	幾時でいる。 構用おか2施	ては	は か 面	機構 て、 2 に を 2 に 施設	しな 経営 で、	67	物の	T	複合的に経営	経面又農物	. ブ	面積 又は 農産	法人化して	GAP認証を取	農業版事業	青色申告を	他業同の働産と等労環	減又	事活	業動	% 以	% 以	% 以	輸事計の定出業画認が	フラクシプ	対対対対	就 農 さ に	開資等交	始 金	就にけ必な	向て	受入た業修けれ農研生	形土											
a	э а		С				g		b	С		е	f		g	a			: (l 6	果 3 上 1	R 樹作 B ha以 上かつ 5%) 以上の	30% 果材 1.: 以_	%、 樹作 5ha 上か つ	設園芸作 20%、 果樹作 10%)	長 部 1(果 5	2園芸 作 0%、 県樹作 5%)	を う は 4 園芸	了 又 ha 設 作	園芸作 10%、 果樹作 5%) 以上の	: を行 ::	5	値向上に取	の認証を受け	を展開	物上の割上品	1 1	あ売高4以の目	いる又は	得してい	業継続計画(B	行ってい	境を 規定 して	は化 学農 来・ 化学	実計若の	施画等認				され	出	産	(就	期中経を展せな	間に営発さ	- 農業开多生と受け ・ 必な術を得き経体し	等習でる営	が過5以に	
300 66 70 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77	000 11 %	0 II	5 200 6 6 % 从 以 上 上	30 %以上	40 % 以 上	50 % 以 上	60 % 以 上	1000 万円以上	150 万円以上	3000 万円以上	4000 万円以上	650 万円以上	1,000 万円 以上	00 1 9 :: E	., 5000 万円 以上	十岁	0 増し以	準額の20%増し以	増しい以	額の40%増し以	·····································		15% 以_ 拡z	つ %)		5 り と 拡	5%) 以上の	園芸20%	作、作)のを				組んでい	受けている又は受ける	している	日転を行てるはう	車を行るに	品伝をうてるよう自換をつい又行う	法人化する	. న	I (B CP) を策定している	る又は行う		肥の減行てるはう	定受てるはけ	をけい又受					ν	る 居 ポ ル	が 当で 当 こ 最く こ	展世交を了	い終ってい	Eと受け入れている	て道県認た	《に修終し独し認就者は定業となた『研を了て立、定農又認農者』っ	

Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

		農業者情報					導	入等する機構 情報	戒等	保険 入作	等加 青報			ก้	经費情報				その	0他					成果目	目標の設	定状況	(別表12	2参照)					٦		
			地区毎の		対領	象者区分	整	※ 備内容	助成対象	機械等名称 及び能力・規 模等	1	(G. BA	(T. DA							消費税仕	担保置の無該	耐用 年 ()			選打	尺目標 1						選択	目標 2			
No	市町村名	地区名	助	助成対象 者名 (合計は経 営体数)	整		整理		者毎の整備内容の整	機械等名が規 機で能力・規 機で能力・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	規模決定の根拠		保険 会 等 名 称	事業費 (円)	国費 (円)	自己資 金 (円)	都道府 県費 (円)	市町村 費 (円)	その他 (円)	消税入除額	当場「1記)		4	現状値	1年度目	2 3 年度 目 目 (目	単	拡大率(入す機等成目の目	現状(年度)	現状値	1 2 年 度 月 目	2 3 年度目 (目	単	拡大率(%) が 大率(%)	人す幾等戊目の
			培番号		理番号	区分	理番号	区分	整理番号											除税額	,					標値)	位	0	(5) 目 (5) 関 (1) 単 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*			標値)	位	原原の原連	類
																																		\coprod		_
	地区計	<u> </u> 																					\perp	+				+				+	+	$oxed{H}$	\perp	1
																																+		H		1
	地区計	t																																Ш	<u> </u>	
	合	計																																		

- (注) 1 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、3の整理番号表に基づき番号を記載すること。 2 記入に当たっては、導入等する1機械等毎に記載すること。

 - 3 「成果目標の設定状況(別表12参照)」欄の「単位」欄について、整理番号表⑦に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。
 - 4 「成果目標の設定状況(別表12参照)」欄の「導入等する機械等と成果目標の項目の関連」欄については、導入等する機械等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。
 - 5 本要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

条件不利地域支援タイプの配分基準項目 (別表13参照) <該当する項目に「1」を 記入>												機械等	手の利	用計	画									
①経営面は	②耕作放	業の	④農産物	⑤農業経営	業経	規	新就	8 雇用	管理主体	管理	運営	利用 働) 期 び利用 (年)	間及 者数	機 根 関 関 に は に は に に な に れ た の に れ た の に れ の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	用又は 施設運		利用目標 機械等に係る目			る目標	斯式			
積の拡大	棄地の解消	6次産業化	の高付加価値化	営の複合化	人		うち50歳以下			職員	パート	利用(稼働)期間	利用者数	/年間	/年間	主経類型	数	耕地面積	農業所	受益積	対象物	稼目(理等/間側標処量)年間	され る効	かつ
										(人)	(人)		(人)	(千円)	(千円)		(戸)	(ha)	(千円)					

III 条件不利地域支援タイプ 番号 区分 1 農事組合法人 2 1以外の農地所有適格法人 3 特定農業法人 4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等		整理番号表	
番号 区分	①対象	者区分	
番号 区分	I 融	資主体支援タイプ及びⅡ地域農業構造転換支援	爰夕.
日標地図に位直付けられた名 定		1	
番号 区分 1 農事組合法人 2 1以外の農地所有適格法人 3 特定農業法人 4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定農業者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	1	目標地図に位置付けられた者	地:
1 農事組合法人 2 1以外の農地所有適格法人 3 特定農業法人 4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定農業者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	Ⅲ 条	件不利地域支援タイプ	•
2 1以外の農地所有適格法人 3 特定農業法人 4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定農業者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	番号	区分	
3 特定農業法人 4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定農業者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	1	農事組合法人	
4 特定農業団体 5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7 (個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	2	1以外の農地所有適格法人	
5 集落営農組織 6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	3	特定農業法人	
6 農用地利用改善団体 7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	4	特定農業団体	
7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	5	集落営農組織	
7 その他法人 8 その他任意団体 9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	6	農用地利用改善団体	
9 参入法人 10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	7	その他法人	
10 農協 11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	8	その他任意団体	
11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	9	参入法人	
11 土地改良区 12 農業委員会 13 第 3 セクター等 IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	10	農協	
12 農業委員会 13 第 3 セクター等 17 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者 (農業者) 2 被災証明を受けた者 (農業者の組織する団体) 2 被災証明を受けた者 (農業者の組織する団体) 番号 区分 1 法人以外 2 法人			
IV 被災農業者支援タイプ			
IV 被災農業者支援タイプ 番号 区分 1 被災証明を受けた者 (農業者) 2 被災証明を受けた者 (農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者 (認定農業者) 4 新規就農者 (認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体		to a second	
番号 区分 1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体			
1 被災証明を受けた者(農業者) 2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	IV 被	災農業者支援タイプ	
2 被災証明を受けた者(農業者の組織する団体) ②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	番号	区分	
②農業者の詳細 (経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	1	被災証明を受けた者(農業者)	
(経営形態の別の区分) 番号 区分 1 法人以外 2 法人 (認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者 (認定就農者) 4 新規就農者 (認定農業者) 5 1、3、4及び7 (個人の場合) の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	2	被災証明を受けた者(農業者の組織する団体)
(認定農業者等の区分) 番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者 (認定就農者) 4 新規就農者 (認定農業者) 5 1、3、4及び7 (個人の場合) の者で組織する 6 農業支援サービス事業体		40 - 20 -	
番号 区分 1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	(経営刑番号	が が態の別の区分) 区分	
1 認定農業者 2 集落営農組織 3 新規就農者(認定就農者) 4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	(経営刑 番号 1	が が が が が が が が が が が が が が	
 集落営農組織 新規就農者(認定就農者) 新規就農者(認定農業者) 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 農業支援サービス事業体 	(経営刑番号 1 2 (認定農	が 態の別の区分) 区分 法人以外 法人 と業者等の区分)	
 新規就農者(認定就農者) 新規就農者(認定農業者) 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 農業支援サービス事業体 	(経営刑番号 1 2 (認定農番号	ぎ態の別の区分)区分法人以外法人農業者等の区分)区分	
4 新規就農者(認定農業者) 5 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	(経営刑番号 1 2 (認定農番号	ぎ態の別の区分)区分法人以外法人農業者等の区分)区分認定農業者	
5 1、3、4及び7 (個人の場合) の者で組織する 6 農業支援サービス事業体	(経営刑番号 1 2 (認定提番号 1	態の別の区分)区分法人以外法人農業者等の区分)区分認定農業者集落営農組織	
6 農業支援サービス事業体	(経営开番号 1 2 (認定提番号 1 2	が態の別の区分)	
	(経営开番号 1 2 (認定農番号 1 2 3	 態の別の区分) 区分 法人以外 法人 と業者等の区分) 区分 認定農業者 集落営農組織 新規就農者(認定就農者) 新規就農者(認定農業者) 	
	(経営开 番号 1 2 (認定 番号 1 2 3 4	 ぎ態の別の区分) 区分 法人以外 法人 と業者等の区分) 区分 認定農業者 集落営農組織 新規就農者(認定就農者) 新規就農者(認定農業者) 1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織 	する

③営農類型

備考 地域計画策 区分

水田作

畑作

露地花き

施設花き

繁殖牛

肥育牛

養豚

ブロイラー 養鶏

その他

い経営

分類基準

稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型

の農業生産物販売収入と比べて最も多い

稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の

農業生産物販売収入と比べて最も多い経

花き作経営のうち、露地花きの販売収入

花き作経営のうち、露地花きより施設花 きの販売収入が多い経営

肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数よ

肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が

養豚の販売収入が他の営農類型の農業生

ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多

上記の営農類型に分類されない経営

産物販売収入と比べて最も多い経営

採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農 業生産物販売収入と比べて最も多い経営

繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営

り繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営

が施設花きの販売収入以上である経営

④整備内容

I 融資	主体支援タイプ、Ⅱ地域農業構造転換支援タイプ及びIV被災農業者	首支援タイプ		番号	区分
番号	区分	備考	1 [1	農協
1	トラクター		1 1	2	農協連
2	コンバイン		Ιİ	3	農林中金
3	田植機	農		4	日本公庫
4	乗用管理機	業 用		5	沖縄公庫
5	茶複合管理機	機		6	奄美振興基金
6	アタッチメント	械		7	銀行
7	GPSガイダンス			8	信用金庫
8	その他機械			9	信用組合
9	ハウス		1 [10	都道府県
10	育苗施設	生		11	市町村
11	乾燥調製施設	産			
12	果樹棚	流	١.	⑥ 融	資(資金)種類
13	集出荷施設	通	I [番号	区分
14	その他生産・流通関係施設			1	近代化資金
1.5	* A / A II (1)		1 [また 炊 ⇔ 曲 次 へ

⑤ 金融機関

I 融	資主体支援タイプ	
番号	区分	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	農産物の価値向上	円
I ③	単位面積当たり収量の増加	kg
I 4	経営コストの縮減	円
I ⑤	経営面積の拡大	ha
I ⑥	労働時間の短縮	時間
I ⑦ア	農業経営の法人化	
I ⑦イ	青色申告の実施	
I ⑦ウ	有機JAS認証	ha

⑦ コード (成果目標)

1	米1	午个利地域又抜タイ	/

番号	区分
1	農事組合法人
2	1以外の農地所有適格法人
3	特定農業法人
4	特定農業団体
5	集落営農組織
6	農用地利用改善団体
7	その他法人
8	その他任意団体
9	参入法人
10	農協
11	土地改良区
12	農業委員会
13	第3セクター等

	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入		9	ハウス
	路地對米干	が施設野菜の販売収入以上である経営		10	育苗施設
				11	乾燥調製施設
		野菜作経営のうち、露地野菜より施設野 菜の販売収入が多い経営		12	果樹棚
	施設野菜作			13	集出荷施設
	旭权對米什			14	その他生産・流通関係施設
				15	畜舎 (肉用牛)
				16	畜舎 (養豚)
	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生 産物販売収入と比べて最も多い経営		17	畜舎 (養鶏)
木倒丁	木倒干			18	畜舎 (酪農)

地域提案

	2	青年等就農資金
	3	公庫資金(改良資金)
	4	公庫資金(スーパーL)
ı	5	公庫資金 (その他)

6 一般資金 (プロパー資金)

I 融	資主体支援タイプのうちサービ	ス事業体	本
番号	区分	単位	
I サ①	農作業受託面積の拡大	ha	
I サ②	受託可能な農作業の種類	種類	

Ⅲ 地域農業構造転換支援タイプ

	WAS SKILL OF THE SECOND OF THE	
番号	区分	単位
$\Pi \textcircled{1}$	地区内での経営面積の拡大	ha
II ②	付加価値額の拡大	円
II 3	経営面積の拡大	ha
$\Pi \oplus$	農産物の価値向上	円
II (5)	農業経営の複合化	%
Ⅱ ⑥ア	農業経営の法人化	\setminus
Ⅱ ⑥イ	青色申告の実施	
II ⑦	環境配慮の取組	
II (8)	労働時間の縮減	時間
1 0	22 123 · · · · · 1 143 · · · · · / 111 1/24	

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	新規就農者 (認定就農者)
4	新規就農者 (認定農業者)
5	1、3、4及び7(個人の場合)の者で組織する団体
6	農業支援サービス事業体
7	その他

王 呂 ル	/思り別り色刀)			
番号	区分			
1	法人以外	0	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生
2	法人	0	田辰	産物販売収入と比べて最も多い経営

34 地域提案 Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

19 畜舎 (その他) サイロ 21 堆肥施設

22 機械(畜産関係)

24 農産物加工施設

25 環境衛生施設

26 ほ場観測施設 中間拠点施設 その他施設等

29 畦畔除去 区画整理 暗渠排水 明渠排水 33 その他基盤整備

その他畜産関係施設

1 [番号	区分
П	1	農業用機械等
	2	乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
1 [3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出 荷用機械及び建物等の整備
П	4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
П	5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
] [6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
] [7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
	8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置 される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
] [9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
	10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
	11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の 利用調整等に必要な機器の整備
	12	区画整理
1 [13	畦畔整備
	14	用排水整備
	15	農道整備
_ [16	農地保全整備
	17	建物用地整備
	18	交換分合

Ⅲ 条件不利地域支援タイプ

<u> </u>	十十十四級又版ティラ	
番号	区分	単位
$\mathrm{III} \mathrm{\textcircled{1}}$	経営面積の拡大	ha
III ②	耕作放棄地の解消	ha
III ③	農業の6次産業化	\setminus
III (4)	農産物の高付加価値化	円
III (5)	農業経営の複合化	\setminus
III (6)	農業経営の法人化	$\overline{}$
III ⑦	雇用	人

IV 被災農業者支援タイプ

1074	> 4/24/14 H > 4424 / 1 /	
番号	区分	単位
IV①	被災農業者の農業経営の維持	人
IV2	農業経営の改善を図るための取組	人

4 事業費の内訳

(都道府県名: ○○年度)

(単位:円)

	事	 業費			附带	事務費				<u>11.</u> . <u> </u>
	事業費		都道府県陸	付帯事務費	市町村附	帯事務費	小	計	総	計
	尹 木貝	交付金		交付金		交付金		交付金		交付金
I 融資主体支援タイプ										
II 地域農業構造転換支援タイプ										
Ⅲ 条件不利地域支援タイプ										
IV 被災農業者支援タイプ										
計										

附帯事務費の具体的な使途

如关穴目以出事效弗·	チェックシー トの提出
都道府県附帯事務費	
	チェックシー トの提出
市町村附帯事務費	

別紙様式2号(第4の2及び3関係)

番号年月

○○地方農政局長 殿 【北海道にあっては、農林水産省 経営局長 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 県(都道府)知事 氏 名

○○年度農地利用効率化等支援交付金の成果目標の(変更の)妥当性等の協議について

農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)第4の2及び3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の都道府県事業実施計画を添付すること
 - 2 要綱第4の3に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業 実施主体の支援計画を添付すること

別紙様式3号(第6の4及び第7の3関係)

番号年月日

○○地方農政局長 殿

【北海道にあっては、農林水産省 経営局長 |沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 県(都道府)知事 氏 名

農地利用効率化等支援交付金の事業実施状況報告及び評価報告(〇〇年度)

農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)第6の4及び第7の3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式4号を添付すること
 - 2 要綱第6の3及び第7の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
 - 3 必要に応じて要綱第6の1及び第7の1の規定による事業実施主体の事業実施状 況報告書及び評価報告書を添付すること

1 融資主体支援タイプ・被災農業者支援タイプ用

						米石 又扱ノイン /													地区	の成	以果目	標															
					地区														経営体													Ā	農業	支援サ	ービ	ス事業	
				事業領	毎	.																			7	経営管	管理(の高度	度化								
No	市町村名	地区名	農業地域類型	事業第 施士師 (市 又は 都 県名)	整		○年度 目の状評 (報告)		寸加値 の拡	m値額 大	②月	農産物の価 値向上	③! た	単位 り収 力	面積当 量の増	4	経営コスト の縮減	(5)	経営面積の 拡大	69	労働時短網	寺間の 音	アの法	農業 法人化	経営	イの実	青色施	色申告	ウ Sii 拡力	有板 忍証配 大	幾JA 面積の	① 面	農作 面積の	業受託 D拡大	26	受託可 作業の	「能な ・種類
					理番号		報音)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	達成 実 状況 績 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	達成 実 状況 (%)	計画	達成 実 状況 績 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 (%)
		地区計																																			
		地区計																																			
	<u>é</u>	計 計																																			

- (注) 1 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 2 被災農業者支援タイプの場合、「地区名」欄については、記載を要しない。
 - 3 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 4 「地区の成果目標」欄については、「経営体別の成果目標」欄から、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を成果目標ごとに記載すること。
 - 5「経営体別の成果目標」欄における「コード」欄の記載に当たっては、4の整理番号表に基づき番号を記載すること。
 - 6「経営体別の成果目標」欄の「計画」欄については、別紙様式1号の2のⅠ又はⅣの「成果目標の設定状況」欄の各目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。
 - 7 「経営体別の成果目標」欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。
 - 8「経営体別の成果目標」欄の「〇年度目達成状況(%)」欄については、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。(小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。)
 - 9 「経営体別の成果目標」欄の「補正の内容」欄については、天災その他の外的要因の詳細及び補正の方法(実績値の補正過程)を記載すること。
 - 10「保険等加入情報」欄については、本要綱第6及び第7に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
 - 11 「評価所見」欄については、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。 また、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。

なお、目標が達成されていない場合(必須目標が達成されていない場合及び必須目標以外の目標がおおむね達成されていない場合)は、別途、事業実施主体に別紙様式5号により提出を求め、具体的な改善措置 及び達成見込時期等を記載すること。

- 12 事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、 専門家等を活用した重点的な指導の内容を記入すること。
- 13 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

																						į	経営	体別	の _月	战果	目標	į																						保険	等加度	入	評価	所見			
					必多	頁目標												選択	目標											事業	関連)	取組	1日標	1								事	業関連	直取組	目標	2											
31-2	見大手	1 度	年目	2年度目	F	3年度目	単位	〇: 達	年度目状	実確認資	をし料 をし料 が	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現状年度	現状値	1 度	年目	2年度目	<u> </u>	3年度目	単位	○年目成況(%	度がが	実績をした	補正の内容	1 - I	現状年	現状値	1 度	年目	2年度目	F I	3年度日	1	0 達 (年度は状況	実績を 確認 た 資料 等名	神正の 内容	#Eの内容	現状年	現状値	1年度目	2 度	1年 E目	3年度目	三月位	0:	年度 目 成況 %)	実績を し 料 等名	補正の内容		保険社等	会会事の 施称の の	事業実 施主体 の評価	都道府 県の評 価	チェシの: 施	ツー実	端 考
	ŧ		実績	計画	実績	計集画	i	(*	況 %)	等名	3		度			実績	計	実調	十月	100	(%)	等名	4.5		度			実績	計画	実績	計言	実績	(Ж (%)	等名		1 1	度		計集	計画	実績	計画	実績	(*	K %)	等名	11								
																																																								Î	
																																																								Ī	
П																																																									

2 地域農業構造転換支援タイプ

							事業実施の	徳地区の打 農用地集	担い手へ 積											地区	の成	果目標												
					地区																į	経営体												
				事業須	毎の		地区内の	担い毛へ	担い毛へ															6	経営	管理	の高度	纟化						
No	市町村名	地区名	農業地域類型	施主体 (市町村 又は 都道所 県名)	助成対象者の整	助成対象者名 (合計は経営体 数)	農用地面積	担い手へ の農用地 集積面積	の農用地集積率	○ 年度 度 成 (評 の 状 評 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、		地区 営面 ナ	内での 積の拡 た	2f	寸加価 の拡:	i値額 大	32	経営面積の 拡大	④農A 値	産物の価 〔向上	⑤農	農業経営 複合化	0	ア	農業経 人化	営 /	イ 青の実施	色申告	T	⑦環境 取	配慮の 組	83	労働 明 縮 洞	i間の
					理番号		ha	ha	%	報告)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%	計画	達成 実 状況 績 (%)	計到面系	達成 実 状況 (%	計画	達 状 ()	成況%	計員	達状()	成況 記% 1	計実	達成 状況 (%)	計画	計 実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)
		地区計	-	•																														
		地区計	-	•																														
		合	計																															

- (注) 1 「市町村名」欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。
 - 2 「農業地域類型」欄については、複数の類型が該当する場合、該当する全ての地域類型を記載すること。
 - 3 「地区の成果目標」欄については、「経営体別の成果目標」欄から、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を成果目標ごとに記載すること。
 - 4 「経営体別の成果目標」欄における「コード」欄の記載に当たっては、4の整理番号表に基づき番号を記載すること。
 - 5 「経営体別の成果目標」欄の「計画」欄については、別紙様式1号の2のⅡの「成果目標の設定状況」欄の各目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。
 - 6 「経営体別の成果目標」欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。
 - 7「経営体別の成果目標」欄の「〇年度目達成状況(%)」欄については、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。(小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。)
 - 8 「経営体別の成果目標」欄の「補正の内容」欄については、天災その他の外的要因の詳細及び補正の方法(実績値の補正過程)を記載すること。
 - 9 「保険等加入情報」欄については、本要綱第6及び第7に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
 - 10 「評価所見」欄については、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。また、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。

なお、目標が達成されていない場合(必須目標が達成されていない場合及び必須目標以外の目標がおおむね達成されていない場合)は、別途、事業実施主体に別紙様式5号により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。

- 11 事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、 専門家等を活用した重点的な指導の内容を記入すること。
- 12 「付加価値額の実績値」欄については、成果目標で付加価値額の拡大を設定しない場合に限り記載すること。
- 13「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

																		縚	全営体	は別(り成り	果目	標																		保隆	食等加 情報	几人	評信	断列見		付加	旧価値	直額の	実績	値			1
						必須	頁目標	E C					1					1	事業問	関連I	负組 目]標]	1			ı						1	事業問	関連I	取組目	目標:	2																	
n — 2	現状年度	現状値	1 度	年目	2度	年目	3 度	年目	単位	〇年 目 達成	生度 計	実績を し 料 を 等名	補正の内容	n — 2	現状年	現状値	1 度	年目	24度	年目	3 度	年目	単位	○年度 目 達成状 (%)	実 実権 変	責息と	補正の内容	オーロ	現状年度	現状値	1 度	年目	24度	年目	3 度	年目	単位	○年度 目 達成状 (%)	実績・産認・た資料を	補正の内容	保険入年	加月名	険会 等の 4称	事業実 施主体 の評価	ま都道。 気果の 価	府 弾 現 年	伏	見状 値	1年度目	2年度目	3年度目	チェックトの事	ツー・備実	Ary cags
	度		計画	実績	計画	実績	計画	実績		(%	5)	等名		1.	度		計画	実績	計画	実績	計画	実績		(%)	等	名		r	度		計画	実績	計画	実績	計画	実績		(%)	等名								(円)	(円)	(円)	(円)			
																																																						Ī
																																																						1

3 条件不利地域支援タイプ

													爿	也区の	成果	目標										
No	市町村名	地区名	地区毎の助成対象者の	助成対象者名 (合計は経営体数)	○年度目の 達成状況 (評価報	① 経	営面様大	質の拡	②耕	作放棄解消	地の	③農	業の 6 業化	次産	④農j 加	産物の1価値化	高付 比	⑤農	業経営合化	言の複	⑥農	業経営人化	;の法	(⑦雇用	
			整理番号		告)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)	計画	実績	達成 状況 (%)
	地区計																									
	地区計	1																								
	合 書	ŀ																								コ

- (注) 1 「地区の成果目標」欄については、「経営体別の成果目標」欄から、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を 各成果目標ごとに記載すること。
 - 2 「経営体別の成果目標」欄における「コード」欄の記載に当たっては、4の整理番号表に基づき番号を記載すること。
 - 3 「経営体別の成果目標」欄の「計画」欄については、別紙様式1号の2のⅢの「成果目標の設定状況」欄の選択目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び単位を記載すること。
 - 4「経営体別の成果目標」欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。
 - 5 「経営体別の成果目標」欄の「〇年度目達成状況(%)」の欄については、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。(小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。)
 - 6 「保険等加入情報」欄については、本要綱第6及び第7に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。
 - 7 「評価所見」欄については、本要綱第6に基づく点検又は第7に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。 また、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。 なお、目標が達成されていない場合は、別途、事業実施主体に別紙様式5号により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。
 - 8 「チェックシートの実施」欄については、事業実施主体が助成対象からチェックシートを収集し、取組内容を確認している場合にチェックすること。

										経営	体別0	の成果	見目標											保別加え	食等 人情 収	評価	所		
					選択目	目標 1											選択目	目標 2								車			
П	79.10	現状	1 度	年目	2 度	年目	3 度	年目	74 A.	〇年目4	実績確	コー	TR.II	現状	1 度	年目	2 度	年目	3 度			〇年 度14	実績確	保険加入年月	保険会社等の名称	事業実施主体の評価	都道府県の評価	チェシー トの実 施	備考
コード	現状年度	現状値	計画	実績	計画	実績	計画		早 仏	達 状 (%)	実を認た料名	ķ	現状年度	現状値	計画	実績	計画	実績	計画	実績	単位	達 状 (%)	実を認た料名						

4 整理番号表

I 融資主体支援タイプ

番号	目標	単位
I ①	付加価値額の拡大	円
I ②	農産物の価値向上	円
I ③	単位面積当たり収量の増加	kg
I ④	経営コストの縮減	円
I ⑤	経営面積の拡大	ha
I ⑥	労働時間の短縮	時間
I ⑦ア	農業経営の法人化	
I ⑦イ	青色申告の実施	
I ⑦ウ	有機JAS認証	ha

I 融資主体支援タイプのうちサービス事業体

番号	区分	単位
I サ①	農作業受託面積の拡大	ha
I サ②	受託可能な農作業の種類	種類

Ⅱ地域農業構造転換支援タイプ

番号	区分	単位
II ①	地区内での経営面積の拡大	ha
II ②	付加価値額の拡大	円
II ③	経営面積の拡大	ha
II (4)	農産物の価値向上	円
II (5)	農業経営の複合化	%
II ⑥ア	農業経営の法人化	\setminus
II ⑥イ	青色申告の実施	\setminus
II ⑦	環境配慮の取組	
II (8)	労働時間の縮減	時間

Ⅲ条件不利地域支援タイプ

番号	目標	単位
III ①	経営面積の拡大	ha
III ②	耕作放棄地の解消	ha
III ③	農業の6次産業化	\setminus
III 4	農産物の高付加価値化	円
III (5)	農業経営の複合化	\setminus
III ⑥	農業経営の法人化	\setminus
Ⅲ⑦	雇用	人

Ⅳ被災農業者支援タイプ

番号	目標			
IV①	IV① 被災農業者の農業経営の維持			
IV②	農業経営の改善を図るための取組	人		

別紙様式5号(別表5関係)

○○県(都道府)知事 殿

市 (町村) 長 氏 名

農地利用効率化等支援交付金の事業実施に関する改善計画について

○年度において実施した農地利用効率化等支援交付金について、○○(各支援計画の名称を記載)支援計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので報告します。

記

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度

I 経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

- Ⅱ 地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向
- 1 担い手への農地利用集積・集約について
- 2 必要となる担い手の育成について
- 3 地域計画の策定・見直し等について
- 4 未達成者への対応等について

[記入要領]

1 Iの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごと に主な理由を記入する。

また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について記入する。

なお、必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、専門家等を活用 した重点的な指導の内容を記入すること。

2 IIについては、Iで整理した対象経営体ごとの成果目標未達成理由等を考慮の上で、 ①地区内の担い手への農地利用集積・集約状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③地域計画と現状との乖離状況等を踏まえた 具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。 別紙様式6号(第10の5の関係)

理控告だばのエーックと、【 世 異 欠 学 仕 点 仕 】

垛	児貝作	引仏滅のテエックンート(辰未辞名14	/ (vlala			住 所:	
	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)			申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止
1		肥料の適正な保管			12		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
2		肥料の使用状況等の記録・保存に努める				申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、
3		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討					適正な循環的な利用及び適正な処分
4		有機物の適正な施用による土づくりを検討			13		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)			申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
5		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討			14)		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で原の要否及びタイミングの判断に努める(事場)
6		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める			15)		<u>150</u> 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を 用した防除を検討(再掲)
7		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活 用した防除を検討				申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
8		農薬の適正な使用・保管			16		みどりの食料システム戦略の理解
9		農薬の使用状況等の記録・保存			17)		関係法令の遵守
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)		18		農業機械等の装置・車両の適切な整備と の実施に努める
10		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める			19		正しい知識に基づく作業安全に努める
11)		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める		 -	本	チェック	確認と個人情報の取り扱いについて> ソシートにて報告された内容については、農林ス 実施状況の確認を行います。

	事業名:助成対象 住 所: 連絡先:	· · · · · · · · · · · · · ·	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
12		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
13		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
14)		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める(再 掲)	
15		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活 用した防除を検討(再掲)	
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
16		みどりの食料システム戦略の理解	
17)		関係法令の遵守	
18		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	
19		正しい知識に基づく作業安全に努める	
報告	内容の確	室認と個人情報の取り扱いについて>	

- 水産省が対象
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 トシについて 確認しました一口 上記について、確認しました→□

環境負荷低減のチェックシート(畜産経営体向け)

事業名 助成対象	·····································		
住 所: 連絡先:			
申請時 (します)	(5)	廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)

報告時 (しました)

報告時 (しました)

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時(しました)		申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分
1		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の適正な保管		9		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
2		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める			申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)	10		※特定事業場である場合 (該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
3		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を			申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等
		検討		11)		みどりの食料システム戦略の理解
4		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の適正な使用・保管		12)		関係法令の遵守
(<u>5</u>)				13		GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	 ■ 申請時	農薬の使用状況等の記録・保存	報告時	14)		アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している
	(します)	(3) エネルギーの節減	(しました)	(15)		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理
6		畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー			Ш	の実施に努める
		消費をしないように努める		16		正しい知識に基づく作業安全に努める
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	17		※和牛生産を行っている場合(該当しない□)家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正
7		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める				競争防止に関する法律の遵守
8		※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない 口) 家畜排せつ物の管理基準の遵守		- "	本チェッ)確認と個人情報の取り扱いについて> ・クシートにて報告された内容については、農林水 っ、実施状況の確認を行います。
注	※の記	載内窓に「該当したい」場合にけ口にチェックしてく ナ	ピオい	1_	きコストンナ	- だいた個人情報については、太チェックシートの9

- 木水産省が対象
 - 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供 トの実施状況確 することはありません。 上記について、確認しました→□

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のチェックシート(自治体等向け)

都道府県名•市町村名:	
担当部署・担当者:	

	申請時 (します)	(1)エネルギーの節減	報告時 (しました)
1		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	
2		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない(照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等)ように努める	
3		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	

:)		申請時 (します)	(2)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
	4		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	⑤		資源の再利用を検討	
- 1				
		申請時 (します)	(3)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
	6		(3)環境関係法令の遵守等 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	

(裏面)農業経営体向け、畜産経営体向け、自治体等向け(共通)

②「関係法令の遵守」に関する法令一覧

- (1) 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 等
- (2) 適正な防除
 - ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
 - ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等
- (3) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
 - ・悪臭防止法 (昭和46年法律第91号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号)
- ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ·持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等
- (7) 環境関係法令の遵守等
 - · 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
 - ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
 - ·森林法 (昭和26年法律第249号) 等

I 融資主体支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、 事業実施主体が融資主体支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助 成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域と一致させるものとする。 なお、融資主体支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手へ の農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事 業実施地区とすることができるものとする。

ただし、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。)及び令和6年能登半島地震の被災市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。)にあっては、実質化された人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。)が作成されている地域を事業実施地区とすることができるものとする。

3 事業内容

(1)融資主体型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)を対象として助成を行うことができるものとする。なお、原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。なお、この場合、別記のⅡの地域農業構造転換支援タイプは、実施できないものとする。
 - a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、 改良、補強又は修繕
 - b 農地等の造成、改良又は復旧
- (イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - a 単年度で完了すること。
 - b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる機械等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が 適正と認める価格で取得されるものであること。 c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年 以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中 古資産耐用年数が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについ ては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。)。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルロー ダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易 に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、 この限りではない。
- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。) 等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されない ものであること。
 - ii 農業経営において真に必要であること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (b) 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、 かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更 新)するものではないこと。
- f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる 事業等の対象として導入等するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除 く。)。
- g 事業実施主体が作成する融資主体支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事 業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機 械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア)のaのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
- i 助成対象者が過去に本事業等により機械等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目(以下「過去目標項目」という。)の達成(目標年度までに(担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に)成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること。)が評価報告書等により確認できること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、 過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合 は、この限りではない。

- j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
- k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに 関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。)

で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。

1 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI(Application Programming Interface:複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み)を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造 していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できない と事業実施主体が認める場合を除く。

- m 助成対象者が飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第二)の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- n 導入等を予定している機械等が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という。)の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- ウ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律 又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
- (ア)農業協同組合
- (イ)農業協同組合連合会
- (ウ)農林中央金庫
- (工) 株式会社日本政策金融公庫
- (才) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 株式会社商工組合中央金庫
- (キ)独立行政法人奄美群島振興開発基金
- (ク)銀行
- (ケ) 信用金庫
- (コ) 信用協同組合
- (サ) 都道府県(ただし、都道府県が事業実施主体となる場合は除く。)
- (2) 追加的信用供与補助事業
 - ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する融資主体支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該融資主体支援計画の写しを送付するものとする。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)

- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。) 第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1号及び 第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。) の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域 内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号 に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプにおける追加的信用供与補助事業並びに担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業(以下「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。)については、この限りでない
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ)基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する (ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けた経営改善の取組に関する目標とし、別表 6-1 又は別表 6-2 に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表 6-1 又は別表 6-2 の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を越えるほ場等を有し、目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)の位置付けが2以上の市町村となる場合にあっては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構

築するものとする。

(2) 融資主体支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に規定する項目を含めた融資主体支援計画を作成するものとし、融資主体支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の融資主体支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

- ア 事業実施地区の成果目標
- イ 整備計画
- ウ その他必要な事項

(3) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工(機械等の発注を含む。以下同じ。)する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村が定める交付規則等(以下「市町村交付規則等」という。)における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札 又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものと する。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うもの とする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が 的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。 また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となるこ とを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の 備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し)の提出に代えることができるものとする。
- カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が 図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡書等の 写し)の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

- 1 本要綱第5により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。
- (1)融資主体型補助事業
 - ア 融資主体支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から (ウ)までのうち最も低い額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額
 - (イ) 助成の対象となる経費のうち融資額
 - (ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た 額
- (2) 追加的信用供与補助事業

融資主体支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲 内の額とする。

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策 等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額(以下「配分予定額」という。)を上回る場 合には、次に掲げる方法により算定された額及び1の(3)のうち都道府県附帯事務費の額 を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費(追加的信用供与補助事業費を除く。以下同じ。)が小さい事業実施地区を上位とし、実要望国費が同一の場合には、事業実施地区の総事業費(追加的信用供与補助事業を除く。)に占める実要望国費の割合が低い地区を上位とする。

- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者(農業支援サービス事業体を除く。)の取組内容を別表7-1の配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表8-1の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。ただし、(2)のア及びウの額の算定に当たっての配分基準ポイントは、上記により算定した配分基準ポイントによらず、以下によるものとする。
 - ア (2)のアの額の算定に当たっては、事業実施地区ごとに、別表 7 2 の配分基準表により取組内容をポイント化した農業支援サービス事業体を、助成対象者に含めて算出したポイントにより算定するものとする。
 - イ (2)のウの額の算定に当たっては、事業実施地区ごとに、以下の要件を満たす助成対象者であって集約型の農業経営に取り組もうとする者を対象として、別表 7-1 に替えて別表 7-3、別表 8-1 に替えて別表 8-2 に基づき算出したポイントにより算定するものとする。
 - (ア) 耕種農家であること。
 - (イ)目標年度における1~クタール当たりの付加価値額(収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。)が50万円以上であること。
 - (ウ) 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。
- (2) 以下のアからウまでの額の算定を行う。
 - ア 配分予定額のうちスマート農業技術を活用した営農の取組を優先して支援するために 設定する額の範囲内で、以下の(ア)及び(イ)の額の算定を行う。

なお、農業支援サービス事業体のポイント及び要望額は、この場合に限り算定の対象 となるものとする。

- (ア) (1) で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1) のポイント化を行った助成対象者のうち以下の要件を満たす各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5) に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2) の額の合計額を算定する。
 - a 助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)に基づき、生産方式革新実施計画(同法第7条第1項に定める生産方式革新実施計画をいう。)の認定を受けていること。
 - b 導入等する機械等が a の認定を受けた計画の取組内容に関連するものであること。
- (イ)配分予定額のうちスマート農業技術を活用した営農の取組を優先して支援するために設定する額から(ア)で算定した額を除いた額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうちロボット技術や情報通信技術(ICT)等の先端技術を活用した機械等(労働力不足の解消、農産物の価値向上等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれるものに限る。)を導入等する各助成対象者の要望額((ア)で要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定する。
- イ 配分予定額のうち環境に配慮した営農の取組を優先して支援するために設定する額の 範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業 実施地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち以下の要件を満たす各 助成対象者の要望額(アで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額又は(5) に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合計額を算定 する。
- (ア) 助成対象者又は当該助成対象者が所属する団体等が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画(同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。
- (イ) 導入等する機械等が (ア) の認定を受けた計画の取組内容に関連するものであること。
- ウ 配分予定額のうち集約型の農業への取組を優先して支援するために設定する額の範囲 内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施 地区における(1)のポイント化を行った助成対象者のうち集約型の農業に取り組む各 助成対象者の要望額(ア及びイで要望額を算定したものを除く。)に基づく助成金の額 又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合 計額を算定する。
- (3)配分予定額から(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者のうち(2)で要望額を算定したもの以外のもの(農業支援サービス事業体を除く。)の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る1の(2)の額の合

計額を算定する。

- (4) (2) 及び(3) により算定された額に係る1の(3) のうち市町村附帯事務費の額を 算定する。
- (5) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

ただし、目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合の助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。

- ア 水田作等については20ha
- イ 露地作については5ha
- ウ 果樹作については3ha
- エ 施設園芸作については1ha
- 3 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている 女性経営体が取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに 融資を活用して機械等を導入等し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業 を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての 協力を求めるものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。 その際、別記のⅢの第3の1に基づく報告も併せて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採 択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長等 に直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のb の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
 - $(A) = (B) \times (C) / (D)$
 - (A) は、信用基金に納付する額
 - (B) は、償却補填経費に充てる助成金の額
 - (C) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
 - (D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払の請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。)
- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。
- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合(基金協会の対象 区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償 却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算 式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の3の(2)のイの(ア)に 定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を 上記の返還する額に加えるものとする。

- (A) = (B) (C)
- (A) は、国庫に返還する額
- (B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く)
- (C) は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額
- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施 主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が ある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

別表6-1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加 算した額をいう。以下同じ。)の拡大に取り組む。
選択目標	以下の②から④までのうち1つ以上を設定すること。
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出(他の事業者との連携を含む。)、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
③ 単位面積当たり収 量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの 収量の増加に取り組む。
④ 経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト(農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。)の縮減に取り組む。
事業関連取組目標	別表7-1及び7-3で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。
⑤ 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の 拡大を行う。
⑥ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部 又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑦ 経営管理の高度化	ア 農業経営の法人化を行う。
	イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。
	ウ 有機JASの認証を受ける。

注:成果目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 6-2 事業実施地区の成果目標及び農業支援サービス事業体の成果目標の目標水準

目標項目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 農作業受託面積の 拡大	現状より農作業受託面積の拡大を行う。
事業関連取組目標	別表7-2で定める農業支援サービス事業体の配分基準表の ②について、目標年度までに実施することとしてポイント化し た場合にあっては、以下の目標を設定すること。
② 受託可能な農作業 の種類	2種類以上の農作業の受託を行う。

注:成果目標は、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として設定するものと する。

別表7-1

融資主体支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点	数
① 付加価 値額の拡 大			
	a 300 万円以上	1経営体につき	1点
	ь 600 万円以上	1経営体につき	2点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
	a 3%以上	1経営体につき	1点
	b 10%以上	1経営体につき	2点
	c 15%以上	1経営体につき	3点
	d 20%以上	1経営体につき	4点
	e 30%以上	1経営体につき	5点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は (イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア)目標年度における付加価値額の目標の直近年		
	からの増加額が以下のいずれかとなっている。		
	a 100 万円以上	1経営体につき	1点
	b 200 万円以上	1経営体につき	2点
	c 300 万円以上	1経営体につき	3点

1			
	d 400 万円以上	1経営体につき	4点
	e 500 万円以上	1経営体につき	5点
	(イ)目標年度における付加価値額の目標が以下の いずれかとなっている。		
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円)以上	1経営体につき	1点
	b 基準額の10%増し以上	1経営体につき	2点
	c 基準額の20%増し以上	1経営体につき	3点
	d 基準額の30%増し以上	1経営体につき	4点
	e 基準額の40%増し以上	1経営体につき	5点
② 経営面	以下のいずれかの取組に該当している。		
積の拡大	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	5 点
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	4点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	3点
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		2点

	e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標 年度に現状より経営面積の拡大を行うこととし ている。	1経営体につき	1 点
③ 労働時 間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。		
	a 目標年度までに 10%以上削減することとして いる。	1経営体につき	1点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとして いる。	1経営体につき	2点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとして いる。	1経営体につき	3点
④ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人 化することとしている。	1経営体につき	2点
	イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAP の認証を取得している。	1経営体につき	1点
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定(チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。)している。	1経営体につき	1点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行 うこととしている。	1経営体につき	1点
	オ 有機 J A S の認証を受けている又は目標年度 までに認証を受けることとしている。	1経営体につき	1点

		T
⑤ 新規就 農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1経営体にでは、 とは、 というでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
⑥ 農業者 の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	
⑦ 女性の 取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は 部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の 責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員の うち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理 を行っている場合に女性が当該部門の責任者であ るもの	1経営体につき 3点
の連携	定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1経営体につき 1点

- 注:1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象 として算定するものとする。
 - 2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
 - 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により農林水産大臣が認定した計画をいう。

別表7-2 融資主体支援タイプ (農業支援サービス事業体) における配分基準表

項目	現状の水準	点	数
託面積の	ア 目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。		
拡大	a 2ヘクタール以上	1経営体につき	1点
	b 4ヘクタール以上	1経営体につき	2点
	c 6ヘクタール以上	1経営体につき	3点
	d 8ヘクタール以上	1経営体につき	4点
	e 10 ヘクタール以上	1経営体につき	5点
	f 12 ヘクタール以上	1経営体につき	6点
	g 14 ヘクタール以上	1経営体につき	7点
	h 16 ヘクタール以上	1経営体につき	8点
	i 18 ヘクタール以上	1経営体につき	9点
	j 20 ヘクタール以上	1経営体につき	10 点
	イ 目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以 下のいずれかとなっている。	新規参入する 援サービス事業 合は、以下の区分 ず 10 点を加点す	を体の場 分によら
	a 5%以上	1経営体につき	1点
	b 10%以上	1経営体につき	2点
	c 15%以上	1経営体につき	3点
	d 20%以上	1経営体につき	4点
	e 25%以上	1経営体につき	5 点

	f 30%以上	1経営体につき	6点
	g 35%以上	1経営体につき	7点
	h 40%以上	1経営体につき	8点
	i 45%以上	1経営体につき	9点
	j 50%以上	1経営体につき	10 点
② 受託可	以下のいずれかの取組に該当している。		
能 な 農 作 業の種類	a 2種類の農作業を受託している又は目標年度 までに受託することとしている。	1経営体につき	5点
	b 3種類の農作業を受託している又は目標年度 までに受託することとしている。	1経営体につき	10 点
	c 4種類以上の農作業を受託している又は目標 年度までに受託することとしている。	1経営体につき	15 点
	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類の拡大を促す料金設定等の工夫がある。	1経営体につき	5点

- 注:1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として算定するものとする。
 - 2 「②受託可能な農作業の種類」の対象となる農作業は、1. 耕起・代かき(整地)、 2. 田植又は播種(定植)、3. 病害虫防除、4. 施肥(他作業と併せて行う場合を除 く。)、5. 除草、6. 収穫等とする。

別表7-3 融資主体支援タイプ (集約型農業経営優先枠) における配分基準表

項目	現状の水準	点	数
	目標年度における 1 ha 当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。		
価値額の 拡大	a 50 万円以上 100 万円未満	1経営体につき	1点
	b 100 万円以上 150 万円未満	1経営体につき	2点
	c 150 万円以上 200 万円未満	1経営体につき	3点
	d 200 万円以上 250 万円未満	1経営体につき	4点
	e 250 万円以上 300 万円未満	1経営体につき	5点
	f 300 万円以上 350 万円未満	1経営体につき	6点
	g 350 万円以上 400 万円未満	1経営体につき	7点
	h 400 万円以上 450 万円未満	1経営体につき	8点
	i 450 万円以上 500 万円未満	1経営体につき	9点
	j 500 万円以上	1経営体につき	10 点
② 労働時 間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、 a から c までのいずれかの取組に該当している。		
	a 目標年度までに 10%以上削減することとして いる。	1経営体につき	1点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとして いる。	1経営体につき	2点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとして いる。	1経営体につき	3点

	Γ	
③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人 化することとしている。	1経営体につき 2点
	イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAP の認証を取得している。	1経営体につき 1点
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定(チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。)している。	1経営体につき 1点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行 うこととしている。	1経営体につき 1点
	オ 有機 J A S の認証を受けている又は目標年度 までに認証を受けることとしている。	1経営体につき 1点
④ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1経営体につき 2点 なお、以下に該当点を 場合は、それぞれれれれいでは、 までは、では、では、では、では、 までは、後ろでは、では、 半が50限る。)は 者をいては、 半時合に限る。)は 者をいるがある。 も が50限る。)は 者経営を が50次発し、 は、 のの発では、 がは、 のの発では、 がは、 のの発では、 のの発では、 のの発では、 のの発では、 のの発では、 ののの発では、 ののの発でした。 のののののののののののののののののである。 は、 のののののののののののののののののである。 は、 のののののののののののののののののののののののののののののののののの
⑤ 農業者 の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1経営体につき 1点 なお、受け入れた農業 研修生が、過去5年以内 に研修を終了して独立 し、認定就農者又は認定 農業者となった場合は、 1点加点する。

⑥ 女性の 取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は 部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の 責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員の うち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理 を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1経営体につき	3点
⑦ 輸出事 業計画と の連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1経営体につき	1点
業高収益化推進計	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1経営体につき	1点

- 注:1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象 として算定するものとする。
 - 2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
 - 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により農林水産大臣が認定した計画をいう。
 - 4 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知)に基づく計画をいう。

別表8-1

地区配分基準表

項目	現状の水準	点 数
① 認定農業者 等への農地集 積	事業実施要望地区内における、認定農業者等に対する現状の農地集積率が80%以上である。	· -
② 農地集積割 合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地 区内の農地集積の取組を進め、3年度前 より認定農業者等への農地集積率が1割 以上増加している。	なお、左記のうち、事業実施

注: 事業実施要望地区とは、別記のIの第1の2の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

別表8-2

地区配分基準表 (集約型農業経営優先枠)

項目	現	状の	水	準	点	数
① 中山間地域における取組	事業実施弱いる地域区が 年11月30日 産省大臣官別地域類型区が 農業地域又が いる地域であ	分の制定に 日付け 13 統 房統計情報 分別基準指 よ山間農業	ついて」 計第 956 部長通知 標におい	(平成 13 5 号農林水 ロ) の農業 いて、中間		
② 農地の集約 化等の取組の 緊急性	ア 事業実 の出し手 おり、認	を施要望地[・受け手の 定農業者等	区内の料 状況が打 が引き	呼来の農地 世握されて 受けきれな		
	の出し手 おり、認 い面積が 割以上多	・受け手の 定農業者等 ぶ引き受けい い。	状況が打き が引き られる面	把握されて 受けきれな □積より 2		
	の出し手 おり、認	・受け手の 定農業者等 ぶ引き受け	状況が打 が引き	巴握されて 受けきれな	_	

- 注:1 事業実施要望地区とは、別記のIの第1の2の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。
 - 2 ①は、事業実施要望地区の全てが中間農業地域又は山間農業地域に分類されている場合に加点するものとする。

Ⅱ 地域農業構造転換支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域計画の早期実現に向けて、事業実施主体が地域農業構造転換支援計画(以下「構造転換支援計画」という。)を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域と一致させるものとし、当該地域計画における担い手への農用地の集積(認定農業者、認定就農者、集落営農組織及び市町村基本構想に示す目標水準を達成している農業者への農用地の集積をいう。以下同じ。)に関する目標の「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)が、(1)及び(2)の要件を満たすものとする。なお、構造転換支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施地区内の全てが(1)及び(2)の要件を満たす地域計画であることとする。

また、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの 判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

ただし、原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、(1)及び(2)の要件を踏まえ、事業実施主体が適切と認める場合は、実質化された人・農地プランが作成されている地域を事業実施地区とすることができるものとする。

- (1) 目標集積率が、「現状の集積率」(以下「現状集積率」という。)を下回らないこと。
- (2) 目標集積率が6割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として(事業実施地区が旧市町村の範囲内である場合には、旧市町村を単位とできるものとする。以下同じ。)、中間農業地域又は山間農業地域である場合には、5割以上であること。

3 事業内容

地域農業構造転換型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)を対象として助成を行うことができるものとする。なお、原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行 う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費であることとする。ただし、 次に掲げるcの取組は、a及びbと併せて実施できないものとする。

なお、この場合、別記のIの融資主体支援タイプは実施できないものとする。

- a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、 改良、補強又は修繕
- b 農地等の造成、改良又は復旧

- c 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な農業用機械の リースによる導入(以下「リース導入」という。)
- (イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。 a 単年度で完了すること。
 - b 事業費(リース導入の場合はリース物件購入価格。以下同じ。)が整備内容ごと に50万円以上であること。

事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年 以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中 古資産耐用年数が2年(リース導入の場合はリース期間)以上のものであること(法 定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間(リース導入の場合 はリース期間)以上の保証があるものに限る。)。

なお、リース導入の場合、リース期間は、3年以上かつ法定耐用年数以内又は中 古資産耐用年数以内であること。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
- (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム (農業用機械に設置するものに限る。) 等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されない ものであること。
 - ii 農業経営において真に必要であること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (b)環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、 かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更 新)するものではないこと。
- f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる 事業等の対象として導入等するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除 く。)。
- g 事業実施主体が作成する構造転換支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事 業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機 械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア)のaのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災 等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
- i 助成対象者が過去に本事業等により機械等を整備した場合には、過去目標項目の 達成(目標年度までに(担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に)成果 目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成して いること。)が評価報告書等により確認できること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、 過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合、 又は目標年度の翌年度以降であって、新たに設定する必須目標を達成すると認められる場合は、この限りではない。

- j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
- k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、GLで対象として扱うデータ等を 取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠してい ること。
- 1 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造 していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できない と事業実施主体が認める場合を除く。

- m 助成対象者が飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第二)の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- n 導入等を予定している機械等が、安全性検査の対象となっているトラクター、田 植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のもので ある場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- o リース導入の場合は、助成対象者がリース期間終了後に事業実施地区内において、 必須目標として設定した経営面積から3割以上を拡大又は10ha以上を拡大すること が地域計画等で確認できること。
- p リース導入の場合は、助成対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則と し、事業実施主体は、助成対象者が選定した機械の購入を行ったリース事業者(共 同申請者)へ助成金を支払うこと。

また、財産処分の手続等により助成金の返還がある場合、リース事業者から返還 を受けることとし、そのことについてリース事業者が同意していること。

4 成果目標

本事業の成果目標は、地域計画の早期実現に向けた農地引受力の向上等の取組に関する目標とし、別表9に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表9の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

なお、助成対象者が設定する必須目標は、事業実施地区内における経営面積の3割以上の拡大又は4ha以上の拡大のいずれかとする。

5 実施手続

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合の手続等

助成対象者が市町村区域を越えるほ場等を有し、目標地図に位置付けられた者(認定農

業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)の位置付けが2以上の市町村となる場合にあっては、都道府県が事業実施主体になることができる。都道府県が事業実施主体となる場合の手続は、都道府県が実施要綱、交付要綱等を作成して定めるものとし、関係市町村との連絡体制を構築するものとする。

(2) 構造転換支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に規定する項目を含めた構造転換支援計画を作成するものとし、構造転換支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の構造転換支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

- ア 事業実施地区の成果目標
- イ 整備計画
- ウ その他必要な事項

(3) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付 決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る 上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付 決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場 合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札 又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減(リース導入の場合は、事 業費に諸費用を加えた額の低減)に向けた取組を行うものとする。また、このことにつ いて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が 的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。 また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となるこ とを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の 備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し)の提出に代えることができるものとする。
- カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が 図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態が

ある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡書等の 写し)の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

- 1 本要綱第5により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。
- (1) 地域農業構造転換型補助事業
 - ア 構造転換支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)又は(イ)の額とする。
 - (ア) 事業実施主体が第1の3のイの(ア)のa又bを実施する助成対象者に交付する助成金の額は、次のa又はbのいずれか低い額とする。
 - a 助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額
 - b 助成の対象となる経費から地方公共団体等による助成額を控除して得た額
 - (イ) 事業実施主体が第1の3のイの(ア)のcを実施する助成対象者に交付する助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×3/7以内 ただし、当該リース物件のリース期間を4年未満とする場合にあっては、次の算式 によるものとする。

「リース料助成額」=「リース物件購入価格(税抜き)」×(リース期間(1 か月 未満は切り捨て)/7年間)×0.75以内

(2) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲 内の額とする。

2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び1の(2)のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい 事業実施地区を上位とし、実要望国費が同一の場合には、事業実施地区の総事業費に占める 実要望国費の割合が低い地区を上位とする。

- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表10の配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表11の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。
- (2)配分予定額のうちア及びイを満たす地域計画が策定されている地区の取組を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額の合計額を算定する。

また、1つの地域計画が複数の目標地図を含む場合にあっても、要件に適合するか否かの判断は当該地域計画を単位として判断するものとする。

ア 地域計画の担い手への農用地の集積に関する目標の目標集積率が、(ア)及び(イ)を満たすものであること。

(ア) 目標集積率が、現状集積率を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型が、中間農業地域又は山間農業地域である場合には、aからcまでのいずれかを満たすものとする。

- a 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。
- b 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。
- c 現状集積率が 6 割以上の場合にあっては、6 割以上であること。
- イ 地域計画における「区域内の農用地等面積」から「地区内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積の割合が、(ア)又は(イ)を満たすものであること。
- (ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。
- (イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。
- (3)配分予定額から(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者のうち(2)で要望額を算出したもの以外のものの要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額の合計額を算定する。
- (4) (2) 及び(3) により算定された額に係る1の(2) のうち市町村附帯事務費の額を 算定する。
- (5) 助成対象者ごとの上限額は、1,500万円とする。

別表 9

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
① 地区内での経営面積 の拡大	事業実施地区内において、利用権の設定等又は農作業の受託を して現状の経営面積より3割以上又は4ha以上の拡大を行う。
事業関連取組目標	別表 10 で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。
② 付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加 算した額をいう。以下同じ。)の拡大に取り組む。
③ 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の 拡大を行う。
④ 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機JASの認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み 合わせ、複合的な農業経営の展開を行う(品目転換を行うことを 含む。)。
⑥ 経営管理の高度化	ア農業経営の法人化を行う。
⑦ 環境配慮の取組	イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。 化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガス の削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減又は環境負荷低減事 業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の 認定を受ける。
⑧ 労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部 又は全部の労働時間の削減に取り組む。

注:事業関連取組目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 10

地域農業構造転換支援タイプにおける配分基準表

項目	現状の水準	点	数
① 付加価 値額の拡 大			
	a 300 万円以上	1経営体につき	1点
	b 600 万円以上	1経営体につき	2点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
	a 10%以上	1経営体につき	1点
	b 15%以上	1経営体につき	2点
	c 20%以上	1経営体につき	3点
	d 30%以上	1経営体につき	4点
	e 40%以上	1経営体につき	5点
	f 50%以上	1経営体につき	6点
	g 60%以上	1経営体につき	7点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は (イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。		
	(ア)目標年度における付加価値額の目標の直近年 からの増加額が以下のいずれかとなっている。		
	a 100 万円以上	1経営体につき	1点

	b 150 万円以上	1経営体につき	2点
	c 300 万円以上	1経営体につき	3点
	d 400 万円以上	1経営体につき	4点
	e 650 万円以上	1経営体につき	5点
	f 1,000 万円以上	1経営体につき	6点
	g 1,500万円以上	1経営体につき	7点
	(イ)目標年度における付加価値額の目標が以下の いずれかとなっている。		
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円)以上	1経営体につき	2点
	b 基準額の10%増し以上	1経営体につき	3点
	c 基準額の20%増し以上	1経営体につき	4点
	d 基準額の30%増し以上	1経営体につき	5点
	e 基準額の40%増し以上	1経営体につき	6点
② 経営面	以下のいずれかの取組に該当している。		
積の拡大	a 目標年度に現状よりも20ha(施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	7点
	b 目標年度に現状よりも10ha(施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	6点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき	5点

		T
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 2 ha (施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 4点
	e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	g 上記 a から f までに該当しない経営体で、目標 年度に現状より経営面積の拡大を行うこととし ている。	1経営体につき 1点
③ 農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技 術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農 産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度 までに行うこととしている。	なお、有機JASの認
④ 農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組 み合わせ、複合的に経営を展開している。	1経営体につき 1点
	イ 品目転換について、a 又はbの取組に該当している。	
	a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。)の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	
	b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物 売上高の4割以上の品目転換を行っている又 は目標年度までに行うこととしている。	

			1
⑤ 経営管理の高度	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人 化することとしている。	1経営体につき	1点
	イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAP の認証を取得している。	1経営体につき	1点
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定(チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。)している。	1経営体につき	1点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき	1点
	オ 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働 について、就業規則又はこれに準ずるものに他産 業と同等の労働環境を規定している。	1経営体につき	1点
⑥ 環境配 慮の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない 園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又 は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行ってい る又は目標年度までに行うこととしている。 イ 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けて いる又は目標年度までに受けることとしてい る。	1経営体につき	1点
⑦ 労働時 間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。		
	a 目標年度までに 10%以上削減することとして いる。	1経営体につき	1点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとして いる。	1経営体につき	2点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとして いる。	1経営体につき	3点

8 輸出の 取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。 イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等	
	がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入 等する機械等がその取組内容に関連するもので あるもの。	
⑨ 新規就 農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1経営体につき 2点 なお、以下に該当点な 場合は、それぞれが就農 は、それぞれが就農 でには、でには、でには、でには、でには、でには、では、では、では、では、では、では、では、では、では、のでは、のでは、のがでは、がいる。は、のが、ののでは、のが、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの
⑩ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に 限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を 受け入れている。	1経営体につき 1点 なお、以下に該加点に該当点る。 は、それぞれがは、それぞれがです。 は、それぞれがでする。 は、それぞれがでする。 は、おけでである。 は、おは、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、1点対象では、過去5年以独は表すができまった。 は、これでは、認定はとなった。 は、記述となった。

		合は、独立した農業研修生1名につき1点 (3名以上は一律に 3点)加点する。
① 女性の 取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は 部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の 責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員の うち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理 を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1経営体につき 3点

- 注:1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。
 - 2 「⑤経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当 するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。
 - 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により農林水産大臣が認定した計画をいう。
 - 4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月 19日付け6輸国第256号)第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

別表 11

地区配分基準表

ij	Į į	1	現	状	0)	水	準	点 数
-	認定農への農		事業実業者等に対してある。	対する理				2点を加点する。
,	農地集の増加	積割	区内の農	地集積@ 農業者等	の取組を	進め、	3年度前	1点を加点する。 なお、左記のうち、事業実施 前1年度内に増加した農地集 積面積に占める農地中間管理 機構を活用している割合によ り、以下のとおり加点する。 a 3割以上の場合は、1点 b 5割以上の場合は、2点 c 8割以上の場合は、3点
③ 算	都道府	f 県 加	地域の記等、都道) と認める!	存県が特	寺に支援		: なり得る	都道府県あたり合計3点を 上限に、左記の事業実施地区に 都道府県が加点することがで きる。

注: 事業実施要望地区とは、別記の II の第 1 の 2 の事業実施地区となることが見込まれる地区をいう。

Ⅲ 被災農業者支援タイプ

第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3に掲げる成果目標の達成に向けて 実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

(1) 融資等活用型補助事業

ア助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

また、営農施設等の補強の取組にあっては、上記のほか、別記のIの第1の2に規定する事業実施地区の要件を満たした同3の(1)のイの要件を満たす者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。
 - a 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同 程度の施設の取得
 - b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
 - c a と一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備
 - d 農産物の生産に必要な農業用機械(法定耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。)及び附帯施設(修繕により利用できるものを除く。)の 気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
 - e 気象災害等により被害を受けた営農施設等の補強
- (イ) (ア) の a から e までの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)による支援(以下「地方の支援措置」という。)を受けているものとする。
 - a 事業実施年度内に完了する取組であること。
 - b 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる 事業等の対象として実施するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除 く。)。
 - c 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような 汎用性の高いものではないこと。
 - d 事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、中古資産耐用年数が2年 以上のもの(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上 の保証があるものに限る。)であり、事業実施主体が適正と認める価格で取得され るものであること。
 - e 修繕又は取得(以下「復旧」という。)する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せ

ず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等 が継続されるものとする。

- f 復旧しようとする機械等の施工業者等が、GLで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- g 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、 農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メー カーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データ を連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造 していない場合を除く。

- h 導入等を予定している機械等が、安全性検査の対象となっているトラクター、田 植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のもので ある場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。
- i 農業用機械の取得にあっては、地域において農業経営の改善を図るための取組に 係る目標を設定していること。
- j 上記 a から i までのほか、 (ア) の e の取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。
- (a) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- (b) 当該取組が別表 6-1 の経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
- (c) 助成対象者が過去に本事業等により営農施設等を整備している場合には、過去 目標項目に係る成果目標の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定すること。
- (ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
 - a 農業協同組合
 - b 農業協同組合連合会
 - c 農林中央金庫
 - d 株式会社日本政策金融公庫
 - e 沖縄振興開発金融公庫
 - f 株式会社商工組合中央金庫
 - g 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - h 銀行
 - i 信用金庫
 - i 信用協同組合
 - k 都道府県
 - 1 市町村
- (2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域 内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号 に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、過去に実施した追加的信用供与補助事業については、この限りでない。
- (ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ)基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する (ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 成果目標

本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

4 実施手続

(1)被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に定める項目を含めた被災支援計画を作成するものとし、作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。

- ア 被災の状況と復興方針
- イ 成果目標
- ウ 実施計画
- エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付 決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る 上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付 決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている 場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画の作 成前に着工したものにあっては、この限りでない。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争入札 又は複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものと する。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行 うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が 的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。 また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となるこ とを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の 備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号((2)のアの被災支援 計画の作成前に着工した場合にあっては、着工年月日)を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は事業実施主体が助成対象者に対し、(2)のアの被災支援計画の作成時点で着工させる場合は、被災支援計画の作成後において必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し)の提出に代えることができるものとする。

5 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡書等の 写し)の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

- 1 本要綱第5により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。
- (1)融資等活用型補助事業
 - ア被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の(ア)及び(イ)により 算定した額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる復旧に係る機械等(以下「助成対象機械等」という。) が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下の a から c までのいずれか低い額を限度とする。
 - a 助成の対象となる事業に要する経費(以下「助成対象事業経費」という。) に10 分の3を乗じて得た額
 - b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に2

分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象機械等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率(園芸施設共済共済価額設定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第655号)別表1の時価現有率をいう。)並びに10分の4(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得た額

- c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額(助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金)及び地方の支援措置を控除して得た額
- (イ) 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のa又はbのいずれか低い額を限度とする。
 - a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額
 - b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額
- (ウ) 助成対象機械等が営農施設等の補強を行う場合である場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のa 又はb のいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は300万円とする。
 - a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額
 - b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額
- (2) 追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附带事務費

対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲 内の額とする。

2 国は、1で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

第3 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。 その際、別記のIの第3の1による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採 択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長等 に直接報告することも可能とする。

- 2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の2の(2)のイの(ウ)のb の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。
 - $(A) = (B) \times (C) / (D)$
 - (A) は、信用基金に納付する額
 - (B) は、償却補填経費に充てる助成金の額
 - (C)は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額
 - (D) は、(B) の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額
- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

- 4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が 助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。 なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の2の(2)のイの(ア)に 定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益等分を 上記の返還する額に加えるものとする。
 - (A) = (B) (C)
 - (A) は、国庫に返還する額
 - (B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還額を除く)
 - (C) は、基金協会が第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額
- 5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施 主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が ある場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

IV 条件不利地域支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、条件不利支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

条件不利支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。)であり、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する地域内において、集落を最小範囲として行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて同事業を実施することができるものとする。

- (1)対象地域において、農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね0.5ha(北海道においては2ha)未満であり、かつ農地面積が0.5ha(北海道においては2ha)未満の農家がおおむね5割以上を占める地域
- (2)対象地域の販売農家(経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。)に対する副業的農家(1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。)の割合が7割(北海道においては3割)以上の地域であって、主業農家(農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。)の割合が1割(北海道においては6割)以下の地域
- (3) 農家1戸あたりの平均農地面積がおおむね1ha(北海道においては2ha)未満であり、かつ農地面積が1ha(北海道においては2ha)未満の農家がおおむね5割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く、又は高齢化率・耕作放棄率が高いなど経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域

3 事業内容

(1) 助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

- ア 農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を 占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団 体。ただし、(オ)のうち食品製造業者等と連携して、本要綱別表1の4のメニュー欄の (1)のオ、ケ及びコに掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を 占める必要はないものとする。
- (ア)農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する 事業を行う法人をいう。以下同じ。)
- (イ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (ウ)特定農業法人(基盤強化法第23条第4項に規定する法人)及び特定農業団体(基盤強化法第23条第4項に規定する団体)
- (エ)農用地利用改善団体(基盤強化法第23条第1項に規定する団体をいう。)
- (オ)農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意 団体(集落営農組織を含む。)

- イ 次の要件を全て満たす参入法人(農地法(昭和27年法律第229号)第3条第3項、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第5項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。)。
 - (ア) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (イ)会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定めるものをいう。)にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人(以下「中小企業」という。)であること(中小企業以外から出資を受ける子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)を除く。)。
- ウ ア及びイ以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等(地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。)。
- (2) 助成対象となる事業内容等

ア 助成の対象となる事業内容等は、本要綱別表1の4のメニュー欄に掲げるとおりとする。 イ 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (ア) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- (イ)事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、 かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
- (ウ) 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、中古資産 耐用年数が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについては、販売 店等による2年間以上の保証があるものに限る。)。

- (エ) 導入等を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (オ)本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として導入等するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除く。)。
- (カ)事業実施主体が作成する条件不利支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業以外の補助事業を活用して、着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- (キ) 個々の機械等の受益農家数が3戸以上であること。
- (ク) 事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていること。
- (ケ)機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致していること。
- (コ) 増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業でないこと(既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合を除く。)。
- (サ) 導入等する機械等が個人利用及び目的外使用のおそれのないこと。
- (シ) 既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備(いわゆる更新)する ものではないこと。
- (ス)機械等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や機械等の構造等を勘案の上、立地場所の選定及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮したものであること。

- (セ) 助成の対象となる機械等について、助成対象者と当該機械等を利用する者(以下「利用者」という。) との間でいわゆるリース契約を締結するものでないこと(次の要件を満たす場合を除く。)。
 - a 助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。
 - b 利用者は、助成対象者ごとに次のとおりとすること。
 - (a) 助成対象者が農業協同組合、第三セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者(経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。)であること。
 - (b) 助成対象者が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。
 - i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって、新たに営農を開始 しようとする新規就農者
 - ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする 取引関係を有する農業法人
 - iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人
 - c 受益戸数は、3戸以上であること。
 - d リース契約の対象となる機械等は、本要綱別表1の4のメニュー欄の(1)アから カまで又はクのいずれかに該当すること。ただし、アは農業用機械、温室又は畜舎、 イは麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。
 - e 1年当たりのリース料は、次に掲げる算式により算出される額以下であること。

助成対象者負担相当額(事業費から本事業に よる助成金の額を控除して得た額をいう) +導入等した機械等の年間管理費 導入等した機械等の耐用年数

- f 助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- g 利用者は、機械等を責任をもって利用し、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。

報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体にその旨を報告し、指示を受けること。

h 助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。

- (ソ) 助成の対象となる機械等が育苗箱、パレット、コンテナ(通い容器的なもの)、運搬 台車であって低額なもの及びフォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマス ト付きフォークリフトを除く。)でないこと。
- (タ) 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
- (チ) 導入等を予定している機械等の施工業者等が、GLで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- (ツ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、

農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造している場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと事業 実施主体が認める場合を除く。

- (テ)助成対象者が飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第二)の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、整備を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、都道府県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- (ト) 導入等を予定している機械等が、安全性検査の対象となっているトラクター、田植機、 コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合 には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

4 成果目標

本事業の成果目標は、意欲ある経営体の育成・確保とし、別表12に掲げる目標項目に関して 事業実施地区内の全ての助成対象者が設定するものとし、別表12の目標項目ごとの当該目標を 設定した経営体の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

5 実施手続

(1) 条件不利支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、本要綱別表2に定める項目を含む条件不利支援計画を作成するものとし、条件不利支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認するものとする。

- ア 事業実施地区の概要
- イ 事業実施地区の成果目標
- ウ 施設整備計画
- エ その他必要な事項

(2) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、中古機械等を 含め、適切な事業費の積算等を行うため自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もり 徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、 事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的 確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備 考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由 を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても 必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものと する。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。なお、着 工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事行程表等の写し)の提出に代 えることができるものとする。
- カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡書等の写し)の提出に代えることができるものとする。

第2 国の助成措置等

- 1 本要綱第5により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。
- (1)条件不利地域型補助事業
 - ア 条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した 額とする。
 - イ 事業実施主体がそれぞれの条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容ごとに本要綱別表1の4の交付率欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。
- (2) 附帯事務費
 - 対象となる事業の事業費に本要綱別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内 の額とする。
- 2 国は、次に掲げる方法により算定された額及び1の(2)のうち都道府県附帯事務費の額を 都道府県ごとに配分するものとする。
- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表13の都道府県配分基準表(条件不利地域型補助事業)に基づきポイント化し、その合計値を総事業費で割り戻し、配分基準ポイントを算出する。
- (2)予算額の範囲内で(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額及び1の(2)のうち市町村附帯事務費の額の合計額を算定する。
 - なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費が小さい事業実施地区を上位とする。

別表 12

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

	学术夫他地位の成本自体及り配合体の成本自体の自体が干	
目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)	
① 経営面積の 拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	
② 耕作放棄地 の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権 移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の 大を行う。	
③ 農業の6次 産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	
④ 農産物の高 付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等に より品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。	
⑤ 農業経営の 複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、 複合的な農業経営の展開に取り組む。	
⑥ 農業経営の 法人化	目標年度までに法人化する。	
⑦ 雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。	

別表 13

都道府県配分基準表 (条件不利地域型補助事業)

項目	目標水準	点数
	口证小	//// J
① 経営面積の 拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不 利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	1経営体につき 1点
② 耕作放棄地 の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を 対象として、所有権の移転又は使用貸借等により 条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を 行う。	1経営体につき 1点
③ 農業の6次 産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	1経営体につき 1点
④ 農産物の高 付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。	1経営体につき 1点
⑤ 農業経営の 複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産 経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取 り組む。	1経営体につき 1点
⑥ 農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、 法人化することとしている。	1経営体につき 1点
⑦ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以 内の者である。	1経営体につき 2点 なお、50 歳までに就農 した者である場合は、1経営体につき3点加 点する。
⑧ 雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する(小数点以下第1位まで求める(小数第2位以下は切り捨て)。)。	1経営体につき 2点